

第七十一回国会 参議院文教委員会會議録第二十五号

昭和四十八年九月六日(木曜日)
午前十一時十八分開会

委員の異動

九月五日

辞任

向井 長年君

補欠選任

松下 正寿君

出席者は左のとおり。

委員長

永野 鎮雄君

理事

久保田 藤麿君

楠 正俊君

松永 忠二君

宮之原 貞光君

委員

志村 愛子君

高橋 雄之助君

竹内 藤男君

棚田 四郎君

中村 登美君

濱田 幸雄君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

小林 武君

鈴木 美枝子君

内田 善利君

矢追 秀彦君

松下 正寿君

加藤 進君

国務大臣

文部大臣

奥野 誠亮君

政府委員

首都圏整備委員 会事務局長	小林 忠雄君
文部政務次官	河野 洋平君
文部大臣官房長	井内 慶次郎君
文部大臣官房審 議官	奥田 真文君
文部省初等中等 教育局長	岩間 英太郎君
文部省大学学術 局長	木田 宏君
常任委員会専門 員	渡辺 猛君
説明員	大崎 仁君
参考人	日本住宅公団総 裁 南部 哲也君
	日本住宅公団理 事 播磨 雅雄君

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び
国立学校設置法の一部を改正する法律案につい
て

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨九月五日、向井長年君が委員を辞任され、そ
の補欠として松下正寿君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君) 国立学校設置法等の一部
を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改

正する法律案について質疑を行ないます。
質疑のある方は御発言願います。

○鈴木美枝子君 私は、大学問題については専門
家ではございませんから、ちょっと慎重に、ここ
に書かれたもの、自分が書いたものを読みながら
質問いたします。文部大臣が九月四日の文教委員
会で福岡県と北九州市教職員の処分問題に對して
たびたび答弁なさいましたことばの中に、法律に
定められたところにより運営していると、そうい
う答弁をたびたびなさいました。で、法律に定め
られたところによりということばに對して、私は、
原則的な問題でお聞きしたいと思ひます。
きまりきった、たいへん重要な問題を一度読ん
でから質問したいなさいたいんです。
まず、日本国憲法四十一条「国会は、国権の最
高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」議
会制民主主義の原理、原則について大臣からお聞
きたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私が、法律に定められ
たところから従つてそのとおり運営されることに
ついて責任を負つておりますということばをたび
たび申し上げたわけでございます。それは立法、司法、
行政、政府は行政当局。憲法には、国政は国民の
信託に基づくものと、「その権力は国民の代表者
がこれを行ふ」するんだと、こううたわれておる
わけでございまして、その代表者、それが政府に
なつてゐるのだらうと、こう考へておるわけで
ございます。国権の最高機関である国会が立法を行
ない、そこで打ち立てられました方針を行政当局
が執行していく、そういう責任を負つてゐる、そ
ういう意味でお答えを申し上げたわけでございま
す。

○鈴木美枝子君 いまのおこばに私はもう一つ
つけ加えさせていただきます。原則とは、民主主
義の人間におけるヒューマニズムを原点とする

ます。ストライキ権の尊重などということやら、あるいは基地の撤回とかいふようなことございまして、それは個人は自由に活動できるものですから、しかし公務員でありますとそれはできない。ですからそういう意味で、教育界を去って政治の社会で働いていただいたらいかがなものだろうかとか、私としては申し上げざるを得ない、こう申しておるわけでございます。行政当局としては、行政の秩序を守っていかねばなりませんので、それはやはり黙っていることもまた無責任だという他方の御批判も出てくる性格のものじゃなからうか、こう私は考えているわけでございます。私は、国会の活動に立ち入った行動をしている気持ちはいささかもございませんし、また、今後もしそういう意思はございません。

○鈴木美枝子君 私が申し上げましたのは、法の規定と社会の法的現実的機能という問題の一つとしての新聞、その紙面に発表する大臣のことは、人間を簡単に差別した発言です。文部大臣が先生たちを政治屋になれとか、あるいは先生達のストライキの問題を発表した中で、福岡や北九州の教師を、一ぺんに二万人の金を賃金カット処分という問題に対して、私は先ほど申し上げたんです。それを私は私のためから言いますと、民主主義の人間におけるヒューマニズムを原典とする問題で申し上げました。一ぺんに二万人の金を賃金カット処分ということに対して大臣はどう思うんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) これは、任命権者がいような行政処分を行なっていく、その行政処分についての御批判だと思えます。その処分の内容につきましても、文部省が具体的にこれだけの人数とかいうようなことは言ったことはないわけでございます。ただ、法を犯した者については、それなりの処分をしていただかないと法は守られないんだというところは常に言っているわけでございます。文部省は地方の教育委員会について指導、助言していかねばならない、福岡県が処分を行なった。

他の都道府県におきましてもその点については協力をしてくださいよ、こう申し上げてまいっておる次第でございます。どのような内容の処分をするかというところにつきましては、各府県のいろいろな事情もあることございしますので、少しにとどめる場合もございましょうし、場合によっては、相当な数にのぼる場合があることについては御理解をいただきたいと思います。こう私は申し上げたわけでございます。具体の点については私からいふことでとかの批判は差し控えたほうがいいんじゃないか、かように思っております。

○鈴木美枝子君 新聞の発表のしかたなんですけれども、二十八日に賃金カット処分をし、その二万人内外の人たちを発表しました。大臣の発言は三十日でございます。処分をしてから二日たった三十日、福岡県に全国も処分を続けた、そのことと自身が私はヒューマニズムに反しているという、そういう意味で申し上げたんです。「福岡県に続いて処分せよ」ではなく、全国処分はしないという新聞に発表することはできないんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど申し上げましたように、私は行政運営上の責任を負っている者でございますので、やはり残念なことではございますけれども、法を破る場合には、それなりの処分をしてくださいと言わなければならぬ立場に置かれておるわけでございます。福岡県が行なったそのあと私は黙っているということはむしろ適切でないんじゃないか、こんな感じがするのでございまして、やはり同じような方針をとってくださいますと、こう言わざるを得ない。しかし、いまの姿がそのままでいいとは思いません。思いまされども、そういうことはやはり御理解をいただきたい。

いろいろな考え方があると思うのでございます。鈴木さんのような気持ちも私はわからぬわけじゃないでございます。わからぬわけじゃないでございますけれども、行政当局というものは、そういう立場にあるものだという御理解をいただきたんだ、こういうことでございます。

○鈴木美枝子君 前から文部大臣は、すぐ御理解をしてくださる、御理解をしてくださるという言いまされども、私は、二十八日に処分して、その二日たつてああいふ発言をするということがたいへんに段取りよくできているんだと、段取りよくできていることを私は権力だといいたいです。そういう権力のしかたをたびたび文部大臣は発言なさいます。

もう一つ、筑波大学の問題に対しまして、新聞に発表いたしました文部大臣の発言をここで発表させていただきます。これは昭和四十八年六月の二十一日です。霞が関の国立大学長会議でこうおっしゃっているんです。「筑波大に関連して若干の学部教授会が反対の決議やアピールを出しているので読ませてもらったが、他の大学のことにケチをつけるより、自分たちの大学のことをもう少し勉強しては……」、「こういうふうに出ていらつしやるんです。朝日新聞の六月二十二日の朝刊です。朝日新聞というのは三百万人の読者を持っている。そういう国民が読んでいるという新聞においてなんです。そのことについても聞ききたいです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま御指摘の会合で私が申し上げましたのは、東京教育大学の新しい構想、それに対していろいろな批判が出されているわけでございます。その批判を読んで見ますと、新しい構想について理解がなさ過ぎる、こう思われるわけでございます。そこで、表現が適切でありまされども、適切でなかったことについての弁明をさせていただいたわけでございますが、けちをつけるという表現は使いました。けちをつけるならその大学の構想をよく勉強してから、研究してからおっしゃってくださいよ、こう申し上げたんであります。自分の大学の勉強をしてからではございませんで、批判をするなら、よその大学の構想にけちをつけるんだから、それならその大学の構想をよく勉強し、研究してから言うてくださいよと、こう申し上げたわけでございます。

筑波大学についてはいろいろな討論しなきゃならぬ問題もあってあるんでしよう。そしてまた、ここでは、集まっている方たちが専門家の方たちなんでしょうから、専門のことについて討論したいという意思は一ぱいおありでしようし、そういう専門家ばかりじゃなくて、日本中の子供を持った人たちがもって討論された問題が知りたいんだということがあつた、大臣はどういう場所にいられようかと、大ぜいの国民から見ると権力を持っている人に見えるのです。その権力を持つている人が、他の大学のことをけちをつけるより自分の大学のことを勉強しろ、こういう言い方に対して、おっしゃるということは大臣が無意識におっしゃるとしたらたいへんなことだと思います。

そしてまた、大臣はこう言っているんです。やはり朝日新聞の六月二十二日の朝刊です。「教授会は大学の自治の根本。厳正であつてほしい。他大学に文句をいうなら、個人個人の名前でされたいよ」といふことはどういふことですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私のところへ大学の教員有志でありますとか、いろいろな名前ですけれども、その大学の先生方々からは、その大学の中にはいろいろな考えの方がおるものだから、かつてに大学の名前を使われることは迷惑なんです、というような意見の手紙もまいっておつたわけでございます。そういうことを踏まえて、反対の意見を言う場合、これは自由でございますから、特定の学部の多数決とか、あるいは教員有志とかいうようなことじゃないに、明確に名前を出して言うていただかないと、ほかの先生方に御迷惑じゃないでしようか、元来、大学のいろいろな機関、それは大学の自治運営のためにあるわけだから、したがって、他の大学についていろいろな批判をする場合には、できる限り具体的な名前を出していただくことが正しいんじゃないでしようか、こ

て言つて、これは飛躍するかもしれないが、日教組の賃金カット処分を受けた人たちのつらさ、痛さは大臣にとっては痛くもなんでもない。教師の痛い生活権をねらつて賃金カット処分をする。または筑波大学の問題の中の当事者である東京教育大学の教授、助教授の反対とか賛成という簡単な「ことば」じゃなくて、大学の中で未来のために学生たちと一緒に取組もうとする。研究・教育の問題とどこかにぶつかっている教授方は苦しいとか痛いか、そういうことが一ぱいあるんだというのを私は俳優の仕事で被爆者の表現をしなから、やはり痛くもかゆくもないんだな、被爆者のその身になることはできないんだなというのを徹底的に経験しているんです。大臣は痛くもかゆくもないというほんとうの苦しみや痛みについて、いいお育ちのようですから感じる事がございせんでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、ここで申し上げていふことも、いろいろな会場で言つたり、新聞記者の皆さん方に申し上げていふことも、全く同じことを申し上げています。いささか率直にものを言い過ぎるんじゃないかなという感じも、ときには人に言われたりすることがございます。同時にまた、処分の問題につきましても、この間も私はここで申し上げたわけでございますが、これで問題は解決するとは思つていない。また処分をする側も、する側もたいへんな苦痛なんだと、しかし、現状においてはこれしかないんだというところも、いろいろお話をさしていただいたわけでございます。いろいろなことをよく理解していただくつもりでございます。また理解の不足な点については、御指摘いただくこと何らこれ当然のことだと考えます。

○鈴木美枝子君 以後考えていたのだと思つて、大臣はいつでも自由にものをしゃべつていいんだと、民主主義の世の中だから。大臣だったから自由にものをしゃべつてもいいでしょう。だけれど私たちが生きてきて、自由にしゃべつていけないことが一ぱいあるんです。自由にしゃべつたら首を切られることが一ぱいあるんです。役者の世界にもあります。新聞記者の世界にもあります。それは私は体験もし、見てまいりました。ここにも新聞記者の方がいらつしやいます。知つていらつしやるはずなんです。だからこれからはさつき私が言いました例はたいへん基本的なことで職業の立場によつてやつてよいこと、言つてよいこととあるわけで、大臣の立場でしたら痛くもかゆくもないんだというのを心にためて、それぞれの職業と立場を理解しながら発言することが必要です。特に国民の新聞紙上での発言は重要な問題を含んでおります。

○国務大臣(奥野誠亮君) 言いたいことも言えない場合もあるということ、御指摘のとおりでございます。私も言いたいことはたくさんございまして、ずいぶんがまんしてゐることもたくさんございまして。(笑)

○鈴木美枝子君 私は、自分の本来の仕事、俳優の仕事を含めて申し上げましたから、大臣も大臣という立場から言いたいことの一つをここでございまして。(笑)

○国務大臣(奥野誠亮君) 差し控えるべき事情がいろいろございまして、そういう意味で差し控えてゐると、それをあえて言ひますことはまた問題になるだけだと思ひます。(笑)

○鈴木美枝子君 それじゃ、日本の中に大臣からはじまつて日本じゅうの人たちのそれぞれの生きていく過程の中にそれぞれの立場があるのです。表向きは民主主義のように見えても、民主主義じゃないことを、大臣が証明なさいましたね。

○国務大臣(奥野誠亮君) よくお話理解してないかもしれないけれども、言いたいことなかなか言えないという場合がいろいろあるわけでございます。これは私もよく理解をしてゐるわけでございます。できる限り一人一人の人が大切にされる、言いたいことも自由に言う、それによつてとかく特別な処分を受けない。そういうような明るい社会をつくつていく、これは私たちの努力しなけ

ればならない目標だろうと、こう思つております。○鈴木美枝子君 どうぞいまのおつしやつたことを実行していただきたいと思ひます。そしておつしやるときに、やはり御自分だけの考えじゃなくて、相手の立場を考えながら、新聞発表の場合、新聞は読者を持つております。国民の世論の代表でもあります。ある新聞紙面でも、そうしていただきたいと思ひます。

局長さん、やはり新聞紙面で、毎日新聞です。六月二十二日の朝刊、国立大学学長会議の席上で、「反対しているのは劣等感のある学部だけだ、堂々たる大学ではこんなことはない。」というおつしやつておるんです。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になりました私の発言は、学長会議での発言ではございせん、記者会見の際に、私の口から不用意に出たことばだろうと思ひます。

○鈴木美枝子君 いま局長さんは、その発言した内容について言わず、場所のことをおつしやいました。場所のことを言うことによつて私が最初に言ひました国立大学学長会議での発言を「場所が違ふ」という答弁にすりかえられるけれど、本質的な問題について私はいま申し上げるのです。もう一度読み上げます。「反対しているのは劣等感のある学部だけだ、堂々たる大学ではこんなことはない。」反対している学部のこと、これは東京教育大学の中の文学部でしょうか。

○政府委員(木田宏君) 特定の学部について言つたことではございせん。

○鈴木美枝子君 劣等感ということばは、どういうことなんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 私どものほうにも学部教授会の名前で反対の意見表明を寄せられたところがございます。いろいろと考えてみまして、何か不満があるという大学が多いのではなからうか、こういう受け取り方をしておつた次第でございます。

○鈴木美枝子君 いま私が大臣に言つてゐる間

に、局長さんも隣で聞いていらつしやつたでしょうが、聞いていらつしやつたあとの御返事としては全然聞いていないような態度でいらつしやいます。そして「劣等感のある学部だけが反対する。堂々たる大学ではこんなことはない。」と発言した。このことに対しての答えにはなつていないと思ひます。もう一回お願いいたします。

○松永忠二君 関連、ちよつと答弁する前に。これは私たちが聞いていたわけけれども、反対をしてゐるのは劣等感のある学部だけ、堂々たる大学ではこんなことはない。劣等感のある学部だけ、反対しているのは。反対をしてゐることをこつしやう一体言ひ方で、言ひさまで片づけることはいいいですか。それじゃ、われわれはこれは反対だからいろいろ議論してゐる、そうするとわれわれの言うことは何と云うのですか。堂々たる大学ではこんなことはない、反対の意見にもつともなことがあれば聞くという態度だつて全然ないじゃないですか。自分からの出した法律は金科玉条で、一つも欠陥はないんだというこの慢心の氣持ち、いま大臣の言つたことよりもつと悪いじゃないですか。大臣の言つたことの中には少しは幅があるわけですよ。しかし、その反対をしてゐるのは劣等感のある学部、だからそれを指摘したから、私がこつしやうと云うところで言つたけれどもさうだと言ふならばまだわかるのに、私はこつしや言わない。それで内容については何も言ひやしない。そこでいま盛んに聞いても、ああでもない、いっそもつとあつたり、どうもこれ言ひ方が悪かつたというふうなことを言わなきや、こんなことをこのまま認めるわけにあなたいきませんよ。私たちはこつしやうことはやらなかつたが、いまやられておるんだが、また答弁の態度も悪いね。これは大臣の意見も聞いてみたけれども、悪いところは悪いと云つていただかないと、局長の言うこと何でしかばわれたじゃ、われわれも聞いていて少し、どういふことになつてゐるんだらうかという話になりますよ。それから私は何もしつこくどういふ

しようという気はないけれども、これは間違いないと思うんですが、こういうことは。間違っていない、これを伝えられているのか、確かに言ったなら、これはやはり言い過ぎだということを言って、次に移るなら私は何も異議ありませんよ。だけど、それをひとつあわせて言っていたらどうしよう、いたずらにわれわれは議論をしてどうしようもない、言っているんじゃないんです。そういう点についてはもっと率直に言ったらどうしようかな。

○政府委員(木田宏君) 新聞に載りました私の発言につきましては、当時衆議院の文教委員会でも御指摘がございまして、用語として不適切であったという御注意もあり、私もそのように申し上げまして、そのことにつきましての釈明をさせていただいた次第でございます。ただ一言、いまお尋ねに関連して申し上げていただきたいと思ひますのは、反対意見を表明している人がすべて劣等感を持っていると、こういうふうにするのは、この場での教授会で反対決議をしたという大学の話でございまして、個人々からの反対の御表明その他のことについてその場の話題になっておたわけではないわけでございます。それで、教授会としてそういう反対を表明しておるのはどういふところだ、こういうふうな御尋ねがありました。個別にちやうだいをしている学校の名前を申し上げるのではなくて、つい私も思慮が足りなくて、持っておりまして、先ほど大臣も多少お触れになりましたけれども、教授会での可否の決をとるというふうなあり方につきましては私自身いかかと思ふ点もあつたものでございますから、そういう教授会でもその決議をするということにつきましましてはその学校の教員の方々に何か別の要因もまざっているのではないかと、こういう点から、多少そうした不意なことがばつたかになつた次第でございます。その場の表現としては適切でなかつたということは当時委員の方からも御指摘もあり、私もその発言につきまして不適当であつたということを釈明させていただいた次第でございます。

います。

○松永忠二君 さっき大臣もちよつと言われましたけれどもね、私は、学部がそういう決議をするのが悪いという筋合いでは私はないと思ひますよ。筑波大学という法律が自分らの大学の運営に影響があるという判断をしているんだから、そこで、そういうことについて私たちがそういう面には反対だというなら、何も学部の自分らの権限外のことを言っているんじゃないんじゃないんですか。だから、学部がそういうことに触れて決議をするとしても、それは行き過ぎた事柄だという断定的な言い方はできない。それからもう一つ、さっきのお話では、そういう学部がやるから何だかそういう劣等感を持っているんじゃないかという判断をしたと言ふが、ますます悪いんであつて、少なくとも学部という、教授会というものがそれぞれりっぱな先生方、それぞれ理由はあるとしても、議論を尽くしてやつたことを、外側の者がそういうきめつけ方をするのはできないでしょう。個人については中には劣等感と言っている先生もあるかも知らんから、そういう判断を個人個人で先生方いろいろあると、こういうことを言うのは、私はあんなの判断なら逆なんであつて、私は個人ならいろいろある、それは純然と言つて、人もある、そういうでない者もあると言ふなら、感じとしてあんなの申すことならばこれは一つの感じだ。しかし、人の学校の学部をつらまして、そうして学部だけだと、反対するやつは学部だけで、劣等感を持っている学部だけだと言ふ言い方、それからまた、学部がそういうことをするのは行き過ぎだなんだ、これまたこれはちよつと大臣に言つたけれども、私はそういう見解とは違ひますよ。ますます悪いと言ふことを言っているんだが、ただあなた言ふとおり、これは全く自分としては悪いことであつて、非難をされたことだから、これはもう間違ひだというお話のようなことがあつたから、その気持ちだけはわかりますがね。逆に言えば、あなたがいま言つたあやまり方の用語が適切でない、逆に言えば、もっと別のことがあつたでしょう。

う。これは私はそこまでのことしか言えぬので、これは御質問の方にお譲りいたします。

○鈴木美枝子君 文部省では、局長さんは首を切られることは全然ないんですか、先ほど私はここで伺ひたいしましたのは、こういう劣等感という発言の問題を持っていたからなんです。私は大学の先生方、そして、国民全体、すべての人々は劣等感を持っています。『劣等感を持たされる』要素が今までの大臣の発言や局長の発言、または社会にあるのです。局長さんのこの発言が、この発言じゃなくても、いまの態度や、そのものが権力であり、さきほど私が言いましたように、私は、私の俳優の仕事を通して原爆の被爆者を顔にドランをぬつて被爆者の方を表現しても、原爆を受けていないものは痛くもかゆくもないのだと言ふことなのです。この場所でも、全然違ふとは思ひません。木田さん、あなたは首になることは全然ないのですか、資本主義の日本の中で、首になつてしまふはあしたから食べることができないんだという、そういうことさえも考えることができないんですか、そういう問題を含めて、反対しているのは劣等感のある学部だけで、堂々たる大学ではこんなことはないんだという、堂々たる、私はあなたに問ひかけらんじやなくて、あなたの内部を口に出して言つてもらいたいと言つてゐるのですよ。ただあやまつて済むものじやないと言つてゐるのですよ。あやまつて済むものじやない立場から、この劣等感について言つてください。日本じゅうの人間が劣等感を持っていないんです、劣等感を持たされるんですという立場から局長さん返事してください。

○政府委員(木田宏君) その用語の適切でなかつたこと、また、そうしたことが不意に出ましたこと、つまりきましては不徳のいたすところでございます。これはおわびを申し上げるほかございません。

○鈴木美枝子君 ことばのしりをとるようですけれども、不徳のいたすところというところは、徳があるということを前提条件にして、その場合だけ不徳だと言つてゐるのです。その場合だけ、このことばだけ不徳だと言つてゐるのです。私はいま民主主義について問ひかけてゐるのです。だから、最初に日本国憲法四十一條、この書かれたことだけを言つてゐるのじやなくて、国会では聖書のようにこれを説き及ぶを得ない。この中じやないのです、いまの日本の機構を言つてゐるのです。だからその機構について、大臣が、法の問題だと、網の目のようにつくつていく法の中にある現実社会機構の中では、皆さん苦しんでいるのだということを私は言ひたいのです。だから大きな問題を持つてゐるのですよ。不徳のいたすところである、それだけでも私は納得いきません。局長さん、御返事ください。

○政府委員(木田宏君) その紙面に載りました私の用語につきましては、衆議院の文教委員会でも御指摘があり、大臣からも御注意がございまして、私自身適切でなかつたというところは強く感じておる次第でございます。

○鈴木美枝子君 強く感じていらつしやたら、今度実行に移していただきたいと思ひます。実行というものは、劣等感をだれも持っていないのだから、劣等感を持たすというものは民主主義に反しますから、どうぞお忘れなく。先ほど大臣もこれからよく考えて民主主義をほんとうにつくつてくださるようですから、大臣、ちやつと横を向かないでください。だから、さきさきここで、あなたは首にならないのですかと聞いたのです。そうしたら、どうおっしゃいました、ちよつとお答えになつてください、首にならないということについて。

○政府委員(木田宏君) 私自身もこれはいまおっしゃつたような首になることは当然あるわけでございます。役人として仕事をしております。常にそうした責任のあること、これは意識をして仕事をしております。絶対的な保障があるという考え方は毛頭とっておりません。

○鈴木美枝子君 文部大臣は首になるようなこと

はないのですか。もし首になるとしたら、どういう方法で首になるのですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 憲法に基づきまして、内閣総理大臣に罷免権がございます。同時にまた、国会で不信任されましても、当然退職するということになるわけでございます。

○鈴木美枝子君 国民が首にすることはできるんでしょうね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国会は国民の代表者をもって構成されていると思います。

○鈴木美枝子君 国民が首にすることができるとする社会機構をつくっていただきたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 現在がそういう機構になつていておられます。

○鈴木美枝子君 では、どうぞそういう暴言をお吐きにならないようにしていただきたいと思ひます。国民を代表してお願いを申し上げます。

で、そういうたてまえをもつた上でお話し合いをさせていただきたいと思ひます。お話し合いを、お話し合いを。

衆議院で終わりましたあとにこちらへ参つたわけでございますけれども、筑波大学の問題について毎日新聞の社説の中で言われていることを読みます。「参院の筑波大法案審議に望む」、「望む」というのは希望することです。ただいまの紙面を讀ましていただきます。「しかし、これまでの衆議院の経過をみると、われわれはその審議とは一体何だったのかと多大の疑問をいだかざるをえない。野党側からは筑波大学の管理体制、教育人事、学外者の介入の恐れなどについて疑点が出され、文部省側の答弁があつたのだが、それは一方が大学自治侵害の恐れがあると言ひ、他方がその心配はないと答へるだけで、論議は全くかみ合ひなかつた。不毛の審議というほかはない。」と、「国会外、とりわけ大学人の意見を十分に尊重して、新大学を一点の疑点もないものにするための努力をつくすべきである。こういう言い方をしております。現在の教育大学がもつ非民主的な性格

によるのであり、それが筑波大構想の中の管理運営体制と相まって、大学人に多くの不安を与えているといえよう。」と、こういう形で衆議院での経過を社説——社説って一体何ですか、局長に伺ひます。

○政府委員(木田宏君) 各新聞社の社としての見解の表明であるというふうにお考えしております。

○鈴木美枝子君 見解の表明、これを書かれたのは、毎日新聞でございますが、毎日新聞は二百万の読者を持っております。先ほどの朝日新聞は三百万。そうすると、社説は、見解ということだけではなくて、この場合は毎日新聞の思想であり、新聞紙面上から社説の内容を動かすことはできないという、そういう重要な問題を社説は持つております。見解ということばは軽過ぎますね。だからこういうことを、大切に受けとめる必要がありまふ。あまり社説の問題については取り上げないんじゃないですか。気にしてないんじゃないですか、局長さん。

○政府委員(木田宏君) 新聞の論調あるいはそこに報道されます関係者、その他いろんな方々の意見というのは、私もできるだけ注意を払つて、そしてその世論の動向というものは確実に私も把握をし、考えるべきところを考えなきゃならぬ、こういう考え方をとつておるつもりでございます。

○鈴木美枝子君 そういう考えを持っていらつしやる、そういう考えを持ってらる中で、先ほどのような発言をなさるわけですね。

そこにまあ二つの方法論があります。局長さんの中にある矛盾ではなく、はっきり方法論があると思ひます。私は民主主義に反しているし、あるいは封建思想が残っている。こういうふうにお考えをおそろしいのでございます。それをお願いしているわけですね。

それでは、問題を次に移します。その一つは、「筑波大学の理解のために」、これは四月に出ております。「新構想をめざす筑波大学」、これは三月に出ております。これは文部省の

学術局と申しますと局長さんのところが出しているのです。私たちの手に入る前に「筑波大学の理解のために」というのは各大学に配られました。私たち議員よりも先に、一体これは何部ぐらい出しているのですか、この本は何部ぐらい出していますでしょうか。

○説明員(大崎仁君) 「新構想をめざす筑波大学」というこの小さいほうの本でございますが、これを約五万二千部印刷をいたしてございます。配付先は国公立大学、それから都道府県等の教育関係その他各種団体等でございます。それから「筑波大学の理解のために」という大きいほうの本は全体で二万二千部でございます。これもほぼ同様な配付先に配付させていただいておるといふこととでございます。

○鈴木美枝子君 なぜ——文教に在る私たちの手に入る前にですね、これ、四月と三月ですから、どこの大学に配つておられるのですか。

○説明員(大崎仁君) これができました時点では、たしか各国会の先生方のお手元にも議員会館のお部屋にお配りをする手配をした記憶がございますが、もし手落ちでお手元に届いていないことがあつたとしましたらまことに申しわけないと存じます。

それからなお、配付先は、この小さいほうにつきましては国立、公立、私立を通じて全部の大学に配つておまして、大きいほうにつきましては主として国立大学中心でございます。

○鈴木美枝子君 委員会が審議する前に、だいぶ早くから各場所へ配られておるのです。私はある大学から、——東京教育大学ではございません、ある大学からいただきました。それで議員で「一体何だろうな」と考えたことがございます。これは、どのぐらいの費用がかかっているのですか。

○説明員(大崎仁君) 概数でございますが、「新構想をめざす筑波大学」が約三百万円弱でございます。それから「筑波大学の理解のために」が百八十万円ほどということとでございます。

○鈴木美枝子君 審議する前にこういうものを

配つた理由は何ですか。

○政府委員(木田宏君) 政府といたしまして国会にも筑波大学についての法案を御提出申し上げ、またそのことにつきまして広く関係者に理解をさせていただきたいという意味で、国会の先生方をまず先に考へて、各大学へも同時に配付をさせていただきます。大学のほうに先にいって先生方のほうをあとにしたという考え方はないわけでございます。何かもし手落ちがありましてそういうことになつておるとしますと、それは恐縮なこととございましておわびをしなければなりませんけれども、衆参両院の先生方にも少なくとも同じ時期あるいはそれよりも早目に御配付をさせていただいた次第でございます。

○鈴木美枝子君 そういうようなことは絶えずあるのですけれども、たとえば朝日新聞の九月二日、九月五日、九月二日の毎日新聞、それらに対しては、衆議院の中で行なわれた、——「審議する前に他の大学に及ぼしませんね」というところで終わつて、私は議事録をそう読んだのです。けれども、その参議院に法案審議が来るまでに、すでに、新聞に発表してしまふ。北大、広島大などのそれぞれの大学が自主的に研究と教育を分離していくのだと、参議院での審議の前日に新聞に出てくる。外側へ発表していく。そういう方法で国民に先きに知らせる。だから議員が一体何だろうというふうにお思ひます。それは憲法四十一條に違反しないんですか。ちょっと私専門家じゃないんですから、その点についても聞いておきたいんです。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になりましたのは、この九月の初めに、四十九年度予算として私どもが取りまとめて、八月三十一日までに大蔵省に提示したものにございまして、文部省としては四十九年度予算を目ざしてこういう要求を大蔵当局にしたということを各新聞社に説明をいたし、それが記事になったことであらうかと思ひます。これは法律の規定に定められておりますように、翌年度予算の調整を大蔵省に

○鈴木美枝子君　いまイギリスの場合は、という例を引きました。そういう場合に、いつでもこれは他の国だというふうにおっしゃるのを、まあ私は前提にして、こういう解説書を配る、一方的だということを言いたいのですよ。だから国会の審議のあとにすることは、イギリスの場合には節度を持っていると言っているんですね、節度を持つ

いる、そして私たちはまず最初にこうなるんだということを知らされない、そして、でき上がったものに対する審議をする。でき上がったものの審

となるのではなからうかという考え方を持っておるわけでございます。その意味で、大学は学問の性質上ある意味で大学の研究者が集まって閉鎖的な社会をつくるという傾きもありますけれども、それをできるだけ研究者が社会のほうへ目を向けていく、積極的に社会の声を大学の中に取り

○政府委員(木田宏君) 個々の人のことではございませんで、やはり大学の組織、大学の運営、あるいは大学の活動そのものが社会との関係でその

要請を受け入れ、あるいはそれに代るという機能を進めなければならぬと、こういうふうと考えております。

○鈴木美枝子君 これからの問題についてずっと「きょう」も「あした」も「あさって」も続けたいのでございますけれども、いま「開かれた大学」という、固有な名詞から内容に入っていくわけではございますけれども、開かれた大学というのは、イギリスで一九一一年にイギリスの大学改革でつけられた名前ですね、オープンユニバーシティ。今から六十年前に英国では大学改革で開かれた大学と言っているのです。イギリスの開かれた大学」の名をおどりにしたわけじゃないでしょうか。

○政府委員(木田宏君) イギリスでいわゆるオックスフォードやケンブリッジのほかにレッドブリックスと言われる新しい大学が、いま御指摘になりました年代よりはるかに前につくられました。そのころにやはりそうした大学につくまされて地域の関係者が大学の運営に参画をするという発想が出ておまして、イギリスの大学の理事会あるいは評議会等には、地域の自治体の責任者でありますとか、あるいは政界、財界の関係者でありますとか、そういう方々が幅広く大学の理事機関の中に入っております。そうした大学の構想をとりました際にも、いま御指摘がありましたように、大学を社会との関係でつなげるというような用語が使われたことはあるかと思ひます。最近オープンユニバーシティというふうに使われておりますのは、何も特定の大学のことでございませぬけれども、イギリスでは主として放送によります大学教育の拡大、これを担当いたしましたまあいわば放送大学とも言つていい性格のものをオープンユニバーシティとして固有な名詞として使っております。これは大学教育の機能をキャンパス内に来る学生だけでなく、キャンパスをこえて市民の生活の場に大学教育を広げるという意思、そういう考えからオープンユニバーシティ——開かれた大学、こういう固有な名詞の大

学までつくつたかと思つております。アメリカでも最近同じような意味合いにおきまして、オープンユニバーシティという、これは固有な名詞ではございませぬで、この大学の性格づけの問題として使われておる場がございます。いわゆるキャンパスの中だけの大学の活動というのではなくて、特定のまた学生だけでなく、広く社会の一般の方々が自由に勉強できるといふ意味で大学のこの壁を取つた大学にしたい、こういう考え方がオープンユニバーシティというふうな用語になつて説明されております。国によりまして使ひ方がいろいろかと思ひますが、私どもが開かれた大学と、こう使つておりますのは、先ほど来申し上げたような意味で、社会との関係を教育活動の上で、研究活動の上で、また大学のあり方を通じて緊密に広げていきたいと、こういう考え方でございします。

○鈴木美枝子君 イギリスの大学改革の一九一一年——六十二年前、開かれた大学が何もう新しいといふことはではないわけですね。いまおっしゃつた中で大学のたいへん足りない分、イギリスの場合一九一〇年代の、いま局長さんおっしゃいませんでしたけれども、サセックス大学の問題、これは肝心なところでございけれども、イギリスの場合は伝統的にすべて私立大学として設置したと、経費の八割を国庫負担とする補助によつたと、一九一一年にですね、新しい大学、開かれた大学をつくるときに経費の八割を国庫負担とする補助にする、六十二年前にすでにそうなつてゐるんです。そのことをどう思ひますか。

○政府委員(木田宏君) イギリスの場合と日本の場合と国情も違ひますので、大学についても同じ用語で説明をしていくわけにはまいらないかと思ひますが、イギリスの大学は、まああえて端的に申しますと、そのほとんどが日本の国立大学に相当する、あるいは近いものかというふうにご説明を申し上げたほうがいいかと思ひます。ご説明を申す。個々の大学は一つ一つ国王の特許状によつてつくられてまいります。そしてその経費の八割方

が国費であり、残りの大部分が学生の納付金並びに地域からの寄付その他の金ということになつております。まあ完全な国立ではないという意味におきまして私立という用語を使つて説明する場合もございしますけれども、日本の私立大学とはこのつくり方がかなり違つておまして、イギリスの大学の先生と意見の交換をいたします場合には、むしろ日本の国立大学に相当すると、こういうふうにご説明をもらつたほうがいいという説明もございします。多くの国が大学につきましても非常に多額の充実した国費あるいは公費を出し、公の教育施設として大学をつくつておるといふことは、広く各国で見られる状態でございます。

○鈴木美枝子君 局長さんがさう言つておられますと六十年前につくられたのとこれからつくりだされる開かれた大学という、そういうものの中で肝心なことがすらすら抜けていくような気がするんですけれどもね。この一九一〇年代でつくられたときに「関与せず」イギリスの場合なんです。政府は関与せず、大学補助委員会のもとに設置した学者、著名人によつて評議会をつくり、まかされた。もう六十年前にすでに新しい大学はそういう形でつくられてゐるのです。いま筑波大学の問題にかかわるからその前に、私はそのことを言つてゐるのです。創設にあつても運営など政府は一切発言権を持たず、行使せず、すべてまかせた。これは、六十年前のイギリスのことです。

○政府委員(木田宏君) イギリスの大学はその大部分が国費でまかなわれておまして、その国費の支出を担当いたします現在の担当機関はユニバーシティ・グラント・コミッティーという政府機関でございます。このユニバーシティ・グラント・コミッティー、UGCというふうに使つておりますが、この政府機関は現在教育科学省のいわば管轄のもとにある政府機関でございます。運営上かなりの独立性が与えられております。そしてこのUGCの責任者はアカデミックなキャリアを持つた方々が委員長で就任される、そういう

うことから直接に教育科学省あるいは大蔵省等が積極的な関与をしないという実態はございしますけれども、政府が関与せずとまで言ひますと、イギリスの実態としても適切でなからうかと思ひます。これは明確な政府機関の一部でございまして、そうして税金を大学にどう配当するかというのを担当しております重要な機関でございします。この機関の構成員が、いわゆる大臣ではないという意味におきまして、やや別格の機関があるというふうにご理解を賜りたいと思ひます。

○鈴木美枝子君 関与しないわけじゃないというが、金のことは関与してゐますよ。八割経費を出してゐる。だけれども、なぜ政府が関与しないかといった、私の言つてゐる面は学問と論理の貫徹のためになんです。学問を通すために、論理を通すために財政の権力が、金という権力が自己去勢をしていくから、だから政府が関与しないのだと、いま政府は関与してゐますよといふのは金の点について、負担については八割出している。学問の自由についてどうお思ひになりますか。

○政府委員(木田宏君) イギリスで新しい大学をつくり出す場合にどういふふうにしてつくるかという点は、それぞれ大学によつて事情もあつたかと思ひますが、一般的に承知しておきますのは、大学創設のための設立の関係委員会をつくり出す。そしてその関係委員会は、大学のことでございしますから、いわゆる大学人を中心にして構成される。また、その仕事はユニバーシティ・グラント・コミッティーがその経費を持つて、そしてどういふ内容の大学を構想するかというふうな相談を続けていただくわけでありまして、それがまともな相談を続けた際に、国王の大学憲章という形の、個々の大学ごとの大学憲章というものを国王の御承認をいただいて、そしてその特許状のもとで大学が一つ一つつくられていくというところでございします。これは日本の大学にたとえて申しますならば、国立大学につきましても、筑波の法案のごとくに法案を提出いたしまして御決定をいただく、

御審議をいただいて、そうして成立の上で大学ができていくということと同じことだと考えるのでございます。その創設の過程の中で、大学関係者が中心になって大学の構想が練られ、それに対してユニバーシティ・グラント・コミッティーから所要の財源が割り当てられる、こういう仕儀になっております。もとよりその過程で、日本の場合でも同じでございますけれども、大学を誘致しようとする地元の関係者がいろいろな協力をする、土地の提供をする、その他いろいろな協力をするということとは似たような事情があるというふうに承知をいたしております。

○鈴木美枝子君 私は全然似ていないと思うんです。名前だけ似ていると思うんです。開かれた大学というのは、手続の状態が全然違いますし、それから六十年前と現在と全然違うという、こういうものすごく大きな開きがある中で、そして新しい大学をつくるのに、イギリスの場合はそれを着手し出したのは一九一一年、そして完成するまでに、一九六一年というんですから、この間五十年かかっているんですよ。私は、衆議院と参議院の審議だけでも二十日間ぐらいだと思えますけれども、筑波大学に經過はどのくらいかかっているんですか。

○政府委員(木田宏君) 筑波大学は、事の発端が起りましたのが昭和三十七年からでございます。今日まで十年余の期間を經過しておるわけでございます。イギリスの大学で一九一一年から五十年かかっているというところにつきましては、私、不明にしてどういう大学であるか存じませんけれども、戦後になりまして、イギリスが新しいニューセブンといわれる大学を一九六〇年代に、五〇年の中ころから六〇年代にかけてまして七つほどつくってまいりました。これはイギリスにおきましても、戦後大学教育の拡大が必要であるということとで新しい大学がつくられたわけでございます。エセックス、サセックス等幾つかの、七つばかりの大学がつくられたわけでございますが、これらの大学は十年の間に七つほどつくられたというふう

うに考えておりました、かなりの早いテンポで仕事が進められたというふうに私どもは理解をしております。

○鈴木美枝子君 早いテンポでできたのは一九一一年のたまたま台がはつきりしているからなんですか。五十年もかけてたまたま台がはつきりされたからなんですか。いま筑波大学をつくるということでは、局長さんがおっしゃるとおり、文部大臣がおっしゃるとおり、全く新しい大学をつくらうというのに、あんまり審議も簡単だし、強行採決をするというのはいか問題の目的意識があるからでしょう。そういう意味で、私はよく局長さんが、世界の動きの中でとおっしゃるから、世界の動きを大学について私はやっぱり申し上げたいと思つたのです。西ドイツの大学もそうですね、建設に対して地域の要求は何かということ調べて、国家的必要性は何かとも調べるでしょう、それはどの国でも、いま日本の筑波大学は国家的要請は何だということをおきとお考えになっているんだと思うんです。国家的要請は、筑波大学の場合は何ですか。

○政府委員(木田宏君) 筑波の場合に、一番私どもが大事に考えておりますのは、大学の教育につきましまして、教育の仕組みを改める点を改めていきたいということでございます。幅広い教育のシステムを考えまして、学生が入学の最初から特定の専門だけに特定しないようにしていきたい、総合的な理解の上で自分の専門を見出していくようにしたい、そういう教育内容の改革ということが一つの非常に重要な要素でございます。

もう一つは、研究につきまして、今日、社会の進展とともにまた技術の発展とともに、新たな研究領域を専門分化いたしますとともに、また、総合的にも考えていかなければならない、この研究の体制にどのように大学としてこたえていったらいいか、これが二つ目の大きな内容でございます。この教育と研究のあり方につきまして、従来の大学教育に反省を加える、大学の運営に反省を加えるというのが筑波大学の一つの大きな要素でございます。

います。

○鈴木美枝子君 それだけ聞いただけじゃわからないんですね。いままでの日本の大学は全く悪いみたいですね。いままでの日本の大学は悪いというなら、悪い点をあげてみて下さい。

○政府委員(木田宏君) いままでの日本の大学がすべて悪いというわけではございません。やはりそれぞれの歴史的な必要があつて今日まで日本の大学が生まれてきておるわけでございます。しかし、日本の大学が明治の初にどちらかといえば、ドイツの大学に範をとりまして、そして学問の専門分野ごとに学部を構成し、また、その学部の中におきまして専門の学科ごとに学科を構成して、そこで学生の教育と研究を進めてきた、こういう体制だけでは処理できない新たな要素が動いてきておるわけでございます。学問の専門分野が分化すればするほど、教官の研究の体制をこまかくしなければなりません。しかし、それと学生に対してはいよいよ幅広い基礎的な理解というものを大学教育におきまして与えていく必要があるという教育の新たな要請、また総合的な理解力を持たせるような学生を今日のうちに技術が各方面に進歩すればするほど、青年に持たせなければならぬという要請、そういうことに対してただ大学が専門分化して、こまかく学部、学科が分かれていくということだけではいけないんだ、それと違つた構想で幅広い、総合的な教育のシステムをとる、こういう大学をつくっていくことも非常に大きな課題になるわけであります。先ほど御指摘がございましたイギリスのニューセブン、エセックス大学等もそうでございますけれども、従来の学問の専門領域ごとの学部という形態をやめまして、地域別に学部構成をする、エリアスタディという考え方で別の観点からの総合的なシステムを考える、こういう新しい形態の大学としてイギリスのニューセブンという学校もつくられてまいりました。視覚研究とか社会研究とか物理化学といったような幅広い教育の領域で学生の教育のシステムを考えていこう、こういう動き方をしておるわけでございます。

もとよりイギリスにおきましてもオックスフォードやケンブリッジのように、従来の考え方の大学もございまして、しかし、それらだけではない、もっと新しい要請にこたえる新しい大学が生まれてきていではないかという事情は日本においても同様であらうかと思つております。ドイツの大学改革が進みますのも、フランスでもまた同じように新しい大学改革が進んでおりますのも、従来の考え方だけでは世の中に対応できないのではなからうかという点を関係者が考えているからでございます。

○鈴木美枝子君 それではなぜ東京教育大学の、あるいはまた七千人にのぼる教授の方たちは反対しているんですか。

○政府委員(木田宏君) 御反対の方々には、それぞれの御意見もあらうかと思つていただいても、東京教育大学が先ほど申し上げましたような考え方で、これから筑波に新しい総合大学として脱皮をしていきます際に、イギリスやアメリカ、フランス等で行なわれております新たな教育のシステムを考えていく、また研究のシステムを取り入れた大学としてつくり上げていこうという東京教育大学関係者の意見によつてこの筑波大学が用意されておるわけでございまして、でございますから、もちろん東京教育大学の教官のすべての方が賛成というわけではございません。こうしたことでございまして、御反対の方々があられるのも当然であり、またその意見も聞くべきものがあるかと思つておりますけれども、東京教育大学の学内でその将来の新しい構想を御議論されました結果が、私、申し上げましたような、世界の他のところでこの十年来いろいろと新たな大学の構想として進められておりますのと比較的方向の近い構想が生まれてきた。これはやはり、世界的な一つの要請というものにかなつた筑波大学の考え方ではないかと思つてございます。

で、全国各地で数千人の御反対の方々がいらっしゃるのをごいさするが、それは、こうした大学のあり方につきまして新たな方式をとることに

すべての方が御賛成であるとは期待できない点はあるかと思ひます。やむを得ない点もあろうかと思ひますけれども、大学の中に、こういう新しい要請にこたえようとする大学が出てくること、それらが生まれてそしていろいろな教育研究の体制が進んでいくことというのは必要なことである。すべて大学は単一のものではなければならぬ、これは考えませんので、私どもとしては、東京教育大学の関係者が練られましたこの筑波構想というものをぜひ実現してあげたいというふうに思つておる次第でございます。

○鈴木美枝子君 実現してあげたいなんて、変じやありませんか。いままで一体、イギリスの場合でもまあ五十年かかた、西ドイツの場合でも、なせ長い時間かけなければならぬかというのは、七千人もいるとか、全国その反対している人まで納得するといふことが、やはり長い時間をかけて未来の日本を築いていく人間をつくり出すといふ——だから国家的意図といふことを聞いたのは、未来についての国家的意図があるんじゃないかといふことを聞いています。それに、ついでに聞かしてください。

○政府委員(木田宏君) 私どもも、先ほど来申し上げたことを繰り返すようになりますが、今日のように各領域につきまして知識の拡大が進んでおります際に、大学教育の中で、青年が幅広い知的教養を身につける、その上で自分の専門をキャッチしていく、こういう教育のシステムを考えると、これは必要なことだ。これは、国の立場から考えた大学のあり方としても、そういう大学が生まれていくこと自体必要なことであるといふふうに考えております。その意味では、筑波の構想というものが、私どもも、将来の方向になつていくものがある、また、試みとしても当然進めていかなければならない、こういうふうに思つておるところでございます。

○鈴木美枝子君 筑波の方向がなくなつていくつたつて、どういふふうな——学校のことはいい、その学校を通してどういふ人間を生み出そ

うとしていくんですか。

○政府委員(木田宏君) 御案内のように、いままでの大学は、歴史的に見まして、神学、法学、哲学、医学といった四つの専門領域からだんだんと分化発展をしてまいりました。今日、世の中のいろいろな専門が拡大しますにつきて、今日の大学が持つております学部その他研究所の機構というものは分化の一途をたどつておるわけでございます。で、この専門の拡大とともに、大学の教育・研究の体制が分化していくといふことは、これは必要なことではございませんけれども、一方、これからの社会に果立つていく若い青年の未来といふことを考えました場合に、だんだん自分の学習をいたします領域が狭まつていくといふことは決して適当なことではございません。もうすでに四分の一に近い青年たちが大学に進む、また、近い将来には四〇%の青年たちが大学で勉強をするといふような動きがもう目の前に来てるわけでございます。そういう大学のあり方を考えました場合に、すべての青年が、大学の門戸の中で狭い専門にだけ張りつけられるという教育のシステムは考え直す必要があるかといふふうにも思つてございます。

でございますから、今回の筑波では第一、第二、第三という学群を設けましたが、従来の専門によりまして学部区分とは違ひまして、人文系、自然系、社会系といふものをできるだけ総合的に構成して教育のシステムが組めるような大学といふことを考える。また研究につきましても、今日、公害問題一つとっても御理解いただけますように、これはいろいろな専門の領域の総合的な協力といふことがなければならぬ解決のできない大きな問題がもう目の前に来てるわけでございます。その意味では、いろいろな専門領域ごとに立てておつてしまふような大学の組織ではなくて、専門を越えて総合的な協力体制がとれる、そして、総合的な研究が進められるようなシステムといふことを大学の中でも考えておかなければいけない。それは、これからの日本の社会を考えま

した場合に、青年教育のあり方としても、また、大学におきまして研究の姿としても必要なことだといふふうに考えます。

でございますから、筑波大学におきましては、研究の体制は、大きなプロジェクトごとに研究者が協力しやすいようなそういうシステムを考えたいといふふうに思つておるわけでございます。同時に、個々の専門は大事にしなければいけません。個々の専門を大事にすると同時に総合を教育の面でも研究の面でも考えていく、この新しい努力をこれから大学の中で生み出していくといふことが非常に必要なことだといふふうに考えております。

○鈴木美枝子君 先日、東京教育大学へ私は見学に参りましたんですけれども、ずいぶんうらやましい学校じゃありませんか。そしてまた、私はほかの大学にも行きましたよ。千葉県野田市のあれは理科大学でした。鉄条網が入口に一面に張つてありました。鉄条網なんて何で張るんですか。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学のキャンパスにつきましてお話をいただきましたことはたいへんありがたいことだと思ひます。必ずしも私もあれでいいキャンパスだといふふうにも思つておりませんけれども、なおよくしていきたいといふふうに思つております。

千葉でござらんになりました大学が、どこの大学であるかはつまびらかにいたしません。が、ときには非常に荒れた姿の大学もございまして、まあ何らかの必要からお目ざわりになつたような鉄条網などのかきねがつくられたものかと思ひますけれども、私にはその具体の大学がわかりませんし、お答えを申し上げる何ものもありません。このうち持ち合わせておりません。

しかし、一般的に申しまして、大学のキャンパスが、あまりにもたくさん学生の数をかかえ込んでおりますために、非常にみじめな状態になつておるといふことは言えようかと思つております。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学のお尋ねかと思ひますが、これは、東京教育大学が大塚の地区、それから駒場、幡ヶ谷と三カ所、まあそのほかにあるんでございまして、三カ所に大きなキャンパスが分かれておりました。しかも、それぞれかなり大学としては窮乏な状態でございまして。したがって、昭和三十七年に、五学部を統合して大きな候補地に一緒になれるような土地をさがしたいといふことから今回の仕事が始まつたわけでございます。東京教育大学自体が学部ごとにばらばらにいま都内に分散しておりますものをまとめて、そして一体としたキャンパスが持てるようになりたい、こういう大学側の御要請からこの問題が起つた次第でございます。

○鈴木美枝子君 私は、また次もやることになつておるんでございましてけれども、御要請、御要請と言ひますけれども、今ここに、公表されたものがございますから、「家永三郎教育裁判証言集」この本の中にあります。七月二十四日、筑波移転の最終決定の際に、その前後のことを、裁判で家永先生が発言しているのをごいいますから、ここで読ませていただきます。筑波大学のことです。「数回にわたつて機動隊が導入されて、これはまったく暴力に対する制止ではなく、単なる暴力を伴わないデモを排除するための措置であつたのであります。私が見ておりますと、機動隊員は暴力を行使していない学生に盾をもつて、こういうふうな乱打(右手を数回振りおろす状況を示す)しているのです。そういう、学生が血を流しているのを大学当局は——というんですから、学長さんを含めてでしょうね。」「シャッターをおろした本館の屋内から、平然と見おろしてござりました。まったく人間性を喪失した行為といわざるをえません。文学部の教官はその光景にたいへん心を痛めまして、大勢の者が前庭に出て、そういうような事態の悪化をなるべく防止せよといふのであります。が、私も文学部教官が責任者と面会のために本館にはいろうとしましたところ、われわれの目前でシャッターをおろして、通行を阻

止するとうような驚くべきことをやっております。七月二十四日が筑波移転の最終決定の日だった。そのときに目撃者の先生がこう言っております。「これも私目撃しておりますが、体育学部の学生が機動隊の暴行を受けて失神いたしました。」つまり、気を失った。ところが、機動隊員の一人が「死んだまねをしやがって」というような暴言を吐きましたので、理学部のある教授がたいへん激しく抗議したのを私は目の前で目撃しております。そして、その学生のもっている手帳を捜索命令なしに警官が押収しようとしたのを、当時たまたま合せていた弁護士の方が、直ちにそれを奪い返したのを私は目前で目撃しております。そのような事態が起こっていたにもかかわらず、この時も大学当局は全然そのような行動に対してそれを傍観して、なんら学生の保護のために措置をとりませんでした。」と、裁判でこういう発言をされていんです。その裁判は、東京教育大学の学生放學処分を取り消し請求事件なのです。これは東京地方裁判所民事第二部です。そのときに目撃した家永先生の証言なんです。文部省では、東京教育大学では先生方が移転したいというふうに申し込んでいんだと、これはもう再三聞きました。そしていまも局長さんは、おっしゃいました。だからその希望をかなえてあげたい。——かなえてあげたいとは、何でもまあ上からものを言うんでしょね、かなえてあげたいなんて。税金でものをやっている人の言うことばじゃありませんよ。いまの言っていることは、皆さんが要求している、筑波へ移転したいと——反対するとか反対しないじゃないんです。その移転の最終決定の日のできごとが、ただいま読みあげたこういう日だったということなんです。私は、きょう一時まででございいますから、この続きは次にやらさせていただきます。

○委員長(永野鎮雄君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時五分まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続いて、国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。

○小林武君 首都圏整備委員会にお尋ねいたしますが、尋ねる内容は、「筑波研究学園都市のあらまし」という、この整備委員会から出たものでございまして、これに入る前にちょっとお尋ねをしておきたいんですけれども、この首都圏整備法の第一条の「目的」ですね。その中の「政治、経済、文化、教育等の中心としてふさわしい」というのは、どういふことになりましてか。

○政府委員(小林忠雄君) 東京を中心としたすいゆる首都圏というものの、わが国の政治、行政はもちろん、各種の企業活動の中枢管理機能、それから文化面で申しますと、大学とか各種の放送、出版等のあるいは芸術というように各種の諸機関が大体東京を中心としたところに集まっています。このため、それが均衡のとれた環境のいい地域として建設されるようにと、こういう趣旨であらうかと思っております。

○小林武君 ちょっと大きい声で言ってくださいね。私は地声の大きいからあまり小さい声は耳に入らないのですから。そのことでよくわからなかったところもあるんですが、首都圏という場合、これはもうわかりました、法律のあれ見ればわかりますから。首都圏というものを考えた場合に、それにふさわしいという場合には、文化の場合にしろって考えますと、どういふことになればふさわしいということになるのか、それはあなたのほうで計画を立てているんでしょう。いろんな計画があるはずですから、具体的にどういふことが望ましい一体あれなんだというのを、なりやいいますけれども。

○政府委員(小林忠雄君) 実際の地域の機能というのは、政治、経済、文化というふうなあらゆる

多面的な機能が集中して構成されているわけでありまして、そういうような各機能が、それぞれの機能にふさわしいような配置として、全体として効率のいい、しかも環境のいい地域開発をする、とういふことであらうかと思っております。

○小林武君 首都圏整備法というものは具体的な問題をやる場所ですからね。だから僕は、計画を立てるところでいいことになれば具体的なものだと思っております。僕は東京の文化的な面を言え、東京に住んでいる人間はわりあいいろいろな面で隣町の県とか、あるいは何とかに住む者よりも非常に恵まれていると、こう考える。しかし、その他あまりにも密集してしまつて、非常な長所も持ちながらまた逆にそれが短所になっているというふうなこともある。そういうことを考えながら、首都圏というものの一つのこうあったらよろしいという方針があつて、それに従つてどう首都圏に配置するかというところだと思つておられるのかどうか、ないならば、ないでよろしい。

○政府委員(小林忠雄君) 首都圏の現在定められております基本計画の考え方としては、東京の区部を中心としたすいゆる既成市街地につきましては、これは人口、産業その他の機能が集中し過ぎていて、したがって、こういうようなものについては、必ずしもそこに位置することが必要ないというものにつきましては、それから外側の首都圏の地域にそれにあつては、都市構築をして分散をするという政策が基本であらうと思つております。

具体的をやっていることを申しますと、首都圏については一定規模以上の工場、それから一定規模以上の大学というものの新增設を法律をもって禁止をしているわけでございまして、中のはうで禁止をしておりますけれども、しかし、首都圏全体としては何らかのそういう機能が必要であるというものにつきましては、東京からおおむね五十キロ以遠のところに都市開発区域という区域を十六地域ほど指定しております。これがいわゆる衛星都

市地域と申しますが、そういうようなところに工場とか大学とか、ただいまの筑波研究学園都市のように国立の研究機関というように、既成市街地の中に必ずしも立地する必要がないし、むしろ立地することが都市全体の環境のためにも望ましくないし、また施設そのものにとつても望ましくないという種類のものを分散する、こういう政策をとっているわけでございまして。

○小林武君 分散といつても、ただ、これを適当な間隔に散らばせばいいというものじゃないですね、そういうものでもないと思う。密集していると言つけれども、相互の関連において、教育なら教育というものが適正に配置されておれば機能的には非常に首都圏にふさわしい、東京にふさわしいでもいいし、首都圏という広い立場で考えてもふさわしいような環境がでると思う。ただ、一番問題なのは、人口が過密であつて、それから工場等のいろいろなものが密集してしまつた。こういうふうな事情がたかさん出てしまつたからいろいろ考へているんだと思うけれども、それにしても、ただ散らばせばいいというものじゃないと私は思うのですが、そういう方向で具体的な計画というものはもうはつきり出ているんですか。たとえば、何だか今度は遷都論とか何とかが出ているそうなんですけれども、これはあれですか、かなりあなたのほうで議論の対象になっていまして、検討した問題ですか。それを含めてみても首都圏にふさわしいといつた場合に、遷都という問題が起つてきたらこれは一体どういふことになるのか。そういうこともございまして、こんな話は、こちらでやめますから、ひとつあなたの考へ方を述べてください。

○政府委員(小林忠雄君) 現在、東京を中心とします既成市街地に人口なり諸機能があまりに集中し過ぎる原因を分析いたしますと、まず人口増の最大の原因は、高度成長期におきましては、工場への新規の就職者、具体的には三十年代におきましては中学校、高等学校の新規卒業生の就職、これによる社会増が一番多かったわけございま

す。それから次には、大学への新規入学学生、これが社会増の大きな部分を占めております。いまの工場への就職者と、大学への就学者が非常に多い。大学は全国の四四％程度が東京の区部にあるわけでございます。そういったしまして、そのようにして一たん就職または就学をいたしますと、出てくるときは、若年者が単身で出てくるわけでございますが、そこで就職をして就業する、あるいは大学を出ました際に、これが出身地へ戻る率が非常に少ないわけでございまして、東京で就職をする人が非常に多い。それが一定年齢に達しまして、結婚をする、子供を持つという段階において住宅難の問題が次に起こる。さらに、子供が生まれるということから自然増がさらに当然起こってくる。こういうようなことがございまして、首都圏の工場制限法におきましては、工場及び大学の新增設を原則として禁止したわけでござい

ます。次に、首都移転の問題でございますが、このように、工場及び大学について原則禁止をやりましても、なおかつ人口の社会増というものが首都圏の東京圏にさらに続いているという原因は、これはいわゆるホワイトカラー人口の増大でございます。これは三十年代の後半以後顕著になったものでございます。これは株式取引所の第一部上場会社の本社の七〇％近くというものが、東京に本社を移すというふうなことになります。従来大阪とか、名古屋とか、その他の地方都市にありました会社まで東京に本社を移す。さらに、各企業の中におきましても、現場のいわゆるブルーカラーの比率が合理化なりあるいは生産性の向上で減りまして、本社の管理部門の要員がふえる、こういうことからホワイトカラー人口がなおふえ続けておる。しかば、何のためにそのような事務所が東京に集中するかという原因はいろいろございしますが、最大の原因は、政府の行政機関との情報の接触を求めて集まってくるということでございます。したがって、これに対する対策といたしましては、集まってくる事務所そのものを規制を

するという方策と、逆にその集まってくる原因でございします行政機能そのものをどこか移転する、こういう二つの方向があるわけでございまして、現在、両方の方向について利害得失その他の調査をしているところでございます。

○小林武君 いまのお話を聞いて、私は初めまあ就職者がほとんど集まってきた、それが大きくなって結婚して子供ができてというふうなお話だけれども、言ってみれば、問題は、日本の企業といふものが結局政治と密着していなければならぬ。いかに世の中にならなっているわけだね。これはもういまの資本主義の段階ではそうならざるを得ない。先ほどおっしゃったが、大阪に本社があつても、大阪の本社と東京の支社とどっちが一体経営その他の上で大きいかというと、これは例外なくといつていくらい東京支社だか、東京支店だか知りませんが、そのほうが大きいというふうなことをよく聞く。いわゆる政治と非常に密着した企業、それから企業がほんとうに何といふか、高度経済成長政策の中で競争していくには、そういうことをやらざるを得ないというふうな事情、そういうものがあるわけですね。だからあなたの、まああなたばかりじゃないけれども、もしほんとうにそこを切り離すということになったら、これは東京に置いていかぬということになりますね。行政機関ばかりか、いわゆる政府を移転させるといふことになるんだと思う。それは、あなたのほうの首都圏整備委員会のほうでは、そこまでやらぬでも一つの行き方があるというふうに考えて対策をいま講じているわけですか。

○政府委員(小林忠雄君) 首都圏整備委員会というものの役所の性格といたしまして、そういう政治経済構造についての提言というふうなところまでは実はまだ手が伸びないわけでございします。で、現在調査しておりますのは、一体東京に集中しておりますいわゆる中核管理機能といふものが行政機能とどのくらいのかかり合いを持っているか、ですからかりに首都を移転するというふう

なことがありました場合に、非常に密着して不可分のものであるならば、それが一緒にして移転をしなければならぬことになるかもしれないし、そういうものが非常に大きければ、国の経済社会構造の大変革をしない限りは、政府が移せないということになるわけですね。そこら辺のからみ合いについての分析をした上で結論を出したいと考えておるわけでございます。

○小林武君 まあ、それはひとつそこらで置いとしまして、なかなかいまの状況からいけば、首都圏整備法というふうなものが期待できるような一体成果をあげることができるといふかというふうなことさえも感ずるわけですね。まあ、それはひとつ政府も一生懸命考えるでしょうし、あるいは政治に関係するものもそれぞれ一生懸命やらなきゃならぬと思つてます。

初めこのいまの筑波学園都市というところは、これは官庁の集団移転というふうなことが目標に置かれたわけですか。その場合の官庁の集団移転というふうなものが、どの規模でその場合考えられたんでしょうか。

○政府委員(小林忠雄君) 筑波研究学園都市は、当初から国立の研究機関、国立大学を中心とする都市をつくるということで当初から決定をしておりますので、その他の行政機関を筑波へ移すということは筑波に関する限りは当初からなかったわけでございます。しかし、その淵源を尋ねますと、昭和三十六年に首都への人口の過度集中を抑制するために必ずしも既成市街地に置くことを必要としない官庁の集団移転をすみやかに検討するといふことが三十六年にきまりまして、中央官庁それから国の出先機関、現業官庁あるいは附属機関等々についていろいろ検討をされました結果、とりあえず、一方、科学技術会議のほうにおきましても、別の試験研究所の立場から言つて過大都市の中にあるものはこれを離れた地域に集中的に試験研究機関を移転させるべきだという答申を翌三十七年にしたわけでございます。そこで、官庁移転のうちまず第一に移転の可能であるというもの

は各省の付属機関でございします国立の試験研究機関及び大学であらうと、こういうことで筑波の選定が行なわれたわけでございます。

○小林武君 この官庁の、既成市街地に置くことを要しない官庁というのは、大学もその中に入っているわけですか。大学と何ですか。それと科学技術会議が国立試験所機関を集中的に移転させると言われたそうですが、この根拠はどういうことですか。

○政府委員(小林忠雄君) 科学技術会議の答申の内容につきまして、私いまのところつまびらかにいたしておりませんが、現在、首都にありまして試験研究機関の現状というものが非常に騒音、振動、大気汚染というふうな非常に悪い環境の中にあつて、施設の拡大も物理的にも不可能であるし、業務遂行上も適当でない。それから、各研究機関の研究の間の連絡というふうなことも悪い。さらに、施設につきましても、だんだん大型の研究施設を必要とするのに、それが個別の研究所ではなかなか持てないというふうなことから、これを集中的に整備をすることによりまして、研究環境の改善、施設の共用というふうなことが行なわれ、その結果、機関相互間の、研究所の有機的な連携をはかる、このような趣旨であらうかと思つます。

○小林武君 何だか歯切れが悪いんですがね。たとえば、官庁の集団移転ということになったら、集団移転を行なつて、非常に適切だというふうなものがあるまいやんならぬですね。これが三十六年の九月一日ですか、三十七年になつて、科学技術会議が国立試験研究所の試験研究機関を集中的に移転させる。しかし、この国立の研究機関といつても、集中的にといつても、全部持っていくというところが適切であるかどうかという問題もあるわけでしょう。まず今度、移転がいよいよ始まったときになつても、各省庁の中から猛烈な反対が起こつた。それは、えらい人が反対したというよりも、実際研究に携わっている人たちが反対している。その中には明らかに研究の中

心になって人たちがそういうことについて問題を提起している、こういうことがあった。だから、三十八年に官庁移転計画というものを具体化する段階になっても、これは候補地いろいろさがしたところで、なかなかそのまとまりがつかない、たぶんないんですか、実情として。どうなんでしょう。

○政府委員(小林忠雄君) やはり現在のところでは長年研究をしておられるし、東京に住んで、都市的な生活を享受しておられる、こういう方々でありますから、移転をすることについてはかなり抵抗があったのは事実であると思います。

○小林武君 それだけではないようですね。ほかにもいろいろたくさん聞きましたら、試験所、研究所そのものとしてあそこではほんとうに使命の果たせないところがあるということ、こういう問題はもうどうにもならぬことですね。それから、これは研究所にとめている人間の生活という問題がどうなるかということもあるわけです。移転によって直ちにみんな首になつてしまふというふうな、みんなでもないでしょうけれども、大多数の者が研究を捨てなければならぬ。捨てれば一つは生活の問題もあるだろうし、また、研究の一人間間的なあれがなくなつてしまふから、そういうところから問題点もあつたというように聞いている。そういういろいろな計画には私はかなり思いつきであつたのではないかと思うのですよ。思いつきのやり方です、実際はなかなかそのようにいかなかった、こういう抑判をばくは持っているのですけれども、そのことについては、大体そのくらいしておきまして、私は、学園研究都市と、こういうものができたわけですが、これについて、国際頭脳都市とかという新しいあれも入っているのですが、国際頭脳都市というのは、これはどういふことですか。

○政府委員(小林忠雄君) 日本の科学水準というのが、特に自然科学の面におきまして国際的に高いレベルにあるということは事実であらうかと思ひますが、今回筑波に移りますに際しまして、従

来の国立試験研究機関が非常に古い施設、老朽施設にいろいろ多い。新しい国際的レベルの研究をしようという場合には、いわゆるビッグサイエンスと申しますか、非常に巨大な施設、研究設備がないと研究ができないという種類のものもござります。そこで、日本の国立の最高レベルにある試験研究機関を一所にまとめることにより、これに国際的なレベルの研究施設を設けることによりまして、単に日本の試験研究の中心というだけではなくて、国際的にも非常にレベルの高い、一つの頭脳都市というものを建設したいという理想を表現したものでござります。

○小林武君 まあ、宣伝ということであれば、また新しいものをつくつて、これに対して一つの誇りをお互いに持つというふうな気持ち、そういうふうなことはよくわかるんです。それはけっこうだと思ふけれども、私は、やはりこれが世界の国際頭脳都市と言われる、しかし国際頭脳都市、あなたは日本の科学水準というものは、科学技術の水準は高いとおっしゃる。しかし、おっしゃるけれども、まあ高いものもあるし、高くないものもあるだろうし、それから、もう一つここに集まるものはどういう種類のものが集まるかということにもあるでしょう。その点から見て、一体いろいろの試験場とか、研究所とかが集まつてくる、その集まつてきたものが、国際頭脳都市という一つの機能を発揮するには、集まつてきた個々のものの果たす役割りはどうなのか、それが総合されたものの力はどうなのか、という判定がなかったら、国際頭脳都市なんていうものはあまり言われなと思う。だから、そういうことから言つて、私にわかるように、まさに国際頭脳都市と言われようという機能と構造を持っているということを一とつ話してください。

○政府委員(小林忠雄君) これは、研究の内容に属することでございますから、首都圏整備委員会としては、その内容については十分つまびらかにしておりませんけれども、まず、そういう試験研究所を引き受けます都市の基盤の水準というものを、従来の日本の都市よりも非常にレベルの高いものにする必要がある。それから、そこへ住んで研究をされる研究者の生活環境につきましても、東京等に住んでいる場合よりも相当程度水準の高いものにする、まあ、いわば下部構造と申しますか、インフラストラクチャの面においてまずりつぱな町づくりをするということが、筑波研究学園都市建設ということで首都圏整備委員会が担当する部門でござります。

それから次に、研究内容につきましては十分つまびらかにいたしませんけれども、研究所の用地というものは大体従前の東京都内にあります研究所の平均いたしまして四倍から五倍の広大な敷地を割りつけておるわけでござります。それから、各研究所の配置につきまして、これは筑波に移ります試験研究所はすべて自然科学系のものに限られておるわけでござりますが、この自然科学系の試験研究機関を、たとえば生物系とか、あるいは理工系とか、あるいは建設系、文芸系というように、研究内容に非常に密接な関連のある研究所を同じ地域にグループをいたしまして立地をさせる、さらに個々の研究所の施設計画におきまして個々の試験研究が有機的に行なわれるように共用の施設というふうなものについては共同で大規模なものをつくるといふような計画になっております。さらに、ただいま申し上げました各系統別の団地のほかに、その中心部にすべての研究所に共通をいたします共同利用施設地区というものをつくりました、一種のデータセンターのような機能を果たせる、あるいは各研究者がそこへ来てディスクッションをする場を提供するというふうなことも考えております。さらに、将来の問題をいたしましては、それぞれの研究機関がコンピュータを非常にたくさん持つわけでござります。そういうコンピュータの相互間の連携をはかつて研究のデータの相互交換というふうなことが定期的にできるというふうな施設も考えておるわけでござります。

○小林武君 私は、しろうとなんですから、頭脳、頭脳といつても、ここだけが日本の頭脳でもないし、国際頭脳でもないわけだと思ふのですよ。それ、一つの大きな目標を立てておやりになつていふということだと思ふ。そうするならば、このいわゆる新しい国際頭脳都市というふうなものはどういふ頭脳といつてもどの頭脳なのか、どういふ頭脳の面なのか、それにはこれとこれとこいういう組み合わせをやつて、そうして構造上からこいういう機能が出るとか、それが国際頭脳都市のこいういう話をしてもらつたほうがよくわかるんですがね。いまのような話でただ言われても、ちよつとこれは土地の不動産屋の広告みたになつてちよつとはこれはうまくないと思ふ。そう思うんですがね。そういう点で御説明願ひたいんですが。

○政府委員(小林忠雄君) 首都圏整備委員会は、首都という地域に対する地域計画あるいは町づくりを担当するわけでござりまして、いわば土地利用とか、あるいは都市の町づくりの基盤の整備というファイジカルな面を担当するわけであります。したがつて、その上に立地をする研究機関の研究がどのようにして組み合わせられるかというふうなことににつきましては、私もしろうとでござりますのでよくわからないわけでござりまして、そういう研究内容の調整、そういうものについては、科学技術庁が中心になりまして案をまとめ、その案に基づきまして一番適当であると思われる研究所の配置及びその相互の連続の施設の整備をする、こいういふことがわれわれの守備範囲に属することでございます。

○宮之原貞光君 議事進行。直ちに休憩をしていただいて理事会を開いてもらいたいことがあるんです。どうも議事の運び方について妙な動議の動きがあるように察せられますから、それは委員会運営はすべてあなた方何回も確認をされているように、理事会で十分話し合つてやることになつておりますから、直ちに休憩していただいて理事会のほうで……。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小林武君 あんたの腹一つだけれども、あんた

の腹一つじゃないんだから、いま言う会議開きなさい。

○宮之原貞光君 理事会を開いてもらいたいと言うんですよ。(直ちに休憩して理事会を開け)と呼ぶ者あり)

○委員長(永野雄雄君) それでは、しばらく休憩をいたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時十分開会

○委員長(永野雄雄君) 文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、小林君の質疑を続行いたします。

○小林武君 いわゆる国際頭脳都市というようなものをもっと具体的に、納得のいくように、少なくとも、ここであるほどそうかということになるのかどうかということですから、これはあれですか、あなたの口からはどういう機能を持ったあれで、国際頭脳都市というのは、こういう内容のものだというようにことを的確に言うことはできませんか。まとめてひとつやってみてください。

○政府委員(小林忠雄君) 現在、国際頭脳都市云々というのは、首都圏整備委員会のいわばPR用パンフレットに書いてあることばでございまして、政府で正式に現在決定をしております、研究学園都市建設推進本部で決定いたしました筑波研究学園都市建設計画というものであります。高水準の研究および教育の諸活動が相互に有機的連繫を保ちつつ、効率的に行なわれるように整備するとともに、自然環境や歴史的遺産の保全を図り、住民の生活が健康で文化的なものとして営めるよう計画する。

研究学園都市の建設にあたっては、研究学園地区と周辺開発地区との2地区に分け、各地区の特性を生かしたつ、総合的、一体的に整備するものとする。この場合、とくに公害の防止等に対し適切な措置を講ずるとともに、研究学園都市にふさわ

しい市街地環境を形成するよう配慮するものとする。

研究学園地区における研究および教育機関の配置にあたっては、国立試験研究機関、民間研究機関および大学等における研究および教育の各分野の特性に応じ一体的な団地を構成せしめるとともに、団地相互間の有機的連繫を保ち、また、機能補完をも考慮するものとする。

民間研究機関については、国立試験研究機関等に準ずる研究機関、および国の研究活動と密接不可分の研究機関ならびに研究機能上誘致すべき機関の積極的導入を図るものとする。

また、私立大学についても、積極的導入を図るものとする。

研究学園都市にかかる公共公益事業については、研究学園都市の機能を發揮するため必要な施設の先行的な整備を図るものとする。

周辺開発地区については、研究学園地区と均衡ある発展を図るものとする。これが政府で正式に決定しております研究学園都市建設の基本方針でございます。

○小林武君 まあ、そのことをもっと具体的に、もう動いているのですから、具体的に国民に明らかにするような説明があつてしかるべきだと思ふのですけれども、あなたにそういうことを要求してもだめなようですが、結局しかしあれでしょう、国際頭脳都市というものををつくるからには、そういうことについて具体的な、しかもどういう大学、どういう研究機関、それが相互にどういう関連を持ちながら、いわゆる頭脳都市でもいいですし、それから、世界的水準の研究学園都市でもけっこうですが、何でもいんですが、世界的であり国際的だということになれば、それはやっぱり相談する人があつたんですか、ないんですか。たとえば整備委員会ではないわけですか。整備委員会の中に、さらに何かそういう具体的なことを決定する機関というものがなかったら、ただ、文章だけではこれは妙なものだと思ふのですよ。そう思いますが、いかがでございましょうかね、それは。

○政府委員(小林忠雄君) 首都圏整備委員会が担当いたしましたのは、研究学園都市の町づくりの計画をつくること、それから町づくりの基本となります基礎的な公共公益事業の整備をどのようにするか、それからそこへどのような機関をどのような配置で、どのようなタイミングで入れていくか、で、移転をしていく職員的生活環境の整備をどのようにするかというように、いわば入れもののほうの計画なり事業推進を主として担当しているわけでございます。

いま御質問ございましたような、研究の内容をどのように有機的に結びつけていくかというように、主として科学技術庁が中心になりました。各省の研究機関と調整をした上で、一定の計画をこれから立てることになるかと思ひます。

私のほうといたしましては、そういう科学技術庁の意見、あるいは移転をする各省庁の研究機関の意見をいれまして、それぞれの専門家の研究を続けるためにどのような機関とどのような施設をやるのが理想的であるかという計画を全部出していただきまして、それに基づきまして研究機関の配置及びそれを受け入れるための都市施設の整備をやるということでございます。

○小林武君 ただいまのお話を承っております。いうと、まだまだ青写真もできておらぬというように話になるわけですが、宣伝のほうはずっと具体化していつているように聞こえるのですが、これはたとえばやっぱり大学を入れるということになったら、おそらく文部省に交渉したとか、直接大学に交渉したとかいうものがあるだろうかと思うのですがね。

それから、何かあるのですか、各省庁それぞれ連絡する機関というものがあつたわけですか。

○政府委員(小林忠雄君) 研究学園都市建設推進本部というものが内閣に置かれてございまして、これは各省の次官クラスの集まりでございまして、すべての基本的な計画はこの研究学園都市推進本部で方針を決定し、実施につきましては、それぞれ各省の責任において推進をするわけでございます。

す。ただいまの建設の進みぐあいを申し上げますと、町づくりの建設計画というのはいずれに全部できていくわけでございます。で、この町づくりの基本をなします公共公益事業、いわゆるインフラストラクチャーの面につきましては、四十九年度一ぱいにおおむねの事業を完成するというものであります。大体四十八年度一ぱいに八〇%近くの事業を消化する予定になっております。移転をいたします研究機関が、どのようなものであるかということ、四十七年の五月に四十三機関を決定したわけでありまして、それがどのようなペースでどういうようなところへどう移転するかというところにつきましては、本年の四月に研究学園都市建設推進本部におきまして正式にそれぞれの機関別に決定をしたわけでございます。現在はその計画に基づきまして、すでに三分の一程度のものにつきました。施設建設に着手をしておりますし、そのうち数機関についてはすでに研究を始めていくわけでございますが、四十三機関について全体として調和のある建物の配置計画というものを大体まとめたところでございます。現在、全部の機関につきました実施設計の段階に入っております。本年度第四・四半期から大部分の機関については建設の発注が行なわれる段階にきております。ただいまの予定では、大部分の機関については五十年途中で移転ができるようなペースで進んでいるわけでございます。

なお、そういう建物施設の中に入れます研究に直接必要な設備でございますが、設備としてどのようなものが必要かと、こういうような発注も四十九年度からはそろそろ各研究機関が大型のものについてはしなければいけませんので、これは科学技術庁が中心になりまして各省の計画を現在まとめているところでございます。

大体ただいま申し上げましたように、都市の基盤施設の整備がまず先行をいたしました。これが一番先にできるわけでございます。その次に各研究機関の建物というように入入れものができるわけでございます。いま、その入れものの建設に一

齊に着手している段階でございます。その入れものの中に入れる今度は研究設備につきましまして、四十九年度以降の発注という計画で科学技術庁がまとめているわけでございます。

で、そこへ移る今度は職員移転の対策につきましまして、現在各省庁別に移転の計画をつくっているわけでございますが、入れもののはりの公務員住宅の建設につきましては、現在建設が始まっておりますが、従来のような形の公務員住宅については、いろいろ移転をされた職員の方から苦情が出ておりますので、もっと水準の高いものに今年度以降建設する分については切りかえるためのいま計画を練っている段階でございます。

○小林武君 首都圏整備委員会のほうはおうお帰りになつてけつこうです。どうも御苦勞さんでございました。

ちよつと順序を狂わしてひとつ大学局長に聞きたいと思ひますから、ちよつと南部総裁待つてくだされい。

いまの同じことをあなたに聞くわけだけれども、文部省のほうは大学を入れるわけですからね。入れるというの、文部省のほうでは、その点について大学をあすこへ設立するという法律をつくって大学をやつた。その大学の構想というのは、法律に出てくるからわかる。そうすると、それが入つていつたら、相互のいわゆる国際的な世界的水準の研究学園都市というものをつくつた場合に相互関係が必要でしょう。一つの都市の機能の中で大学が果たす役割りと全体が働き出すところのものがあるわけだ。その間のことはあなたのほうは知つてゐるでしよう。

○政府委員(木田宏君) 文部省関係では筑波の研究学園都市に四機関のまところ計画されておるわけでございますが、その中で筑波大学が規模におきましても一番大きいものでございまして、また、この研究学園都市全体を通じて中核的な存在になるというふうに考えておまして、筑波大学をつくり出すにつきましまして、この研究学園都市との関連を考えながら、学内の配置も考え、

その組織運営上につきましても、たとえば参考会等の組織を予定いたします場合に、地域の研究機関との関係者ということも当然念頭に置いて、あととの整備が進むことになるといふふうに思つておるのでございます。また、研究機関共同での連携組織というの、それぞれの研究機関の移転が整いました段階で、あらためてまた科学技術庁その他関係者の音頭とりもあつて進められることと思ひますが、筑波大学におきましては、この中に大学自体が国際的にも連携のとれたものにした。いろいろな学会等を国内はもとよりでございますが、国際的にも研究者が来て共同研究ができて、諸学会が持つてゐるようなものにした、こういうことから大学会館の整備その他におきましても、筑波大学の施設の配置あるいはその運営につきましまして、いま御指摘がございましたような国際的な水準で研究、教育、その他の連携がとれるということを考えていきたいと思つておる次第でございます。

す。すでに文部省では高エネルギー物理学研究所というの、完成ではございませんけれども、かなり整備されておまして、その中には外国の研究者が来ます客員部門も用意されており、そうした研究者の居住、共同研究の体制も道をすてに開いておられます。そういう方向で、この研究学園都市が国際的にもつながつたものになるようにしたいというのが私どもの考え方でございます。

○小林武君 まあ、これに長くやつていても、あなたのほうもまだ十分でないことですね。それは国際的な一つの学術の交流ということは、大学ができた場合に文部省ではやるというふうなことは、一応そこで述べたわけですから、そこに集まるものがどういふ種類の研究機関か——日本国内の、それが集まつて、いわゆるその都市の名称になつてゐるところ、都市の機能というやうなものをどう大学が一体享受するものは享受し、自分たちが働かなければならぬものは働くもの、そういうあれについての連関については、まだ海のものとも山のものともわからないというやうな状況ですわね。そう言つていいです、あな

たの説明ならね。大体いま首都圏のほうの話を開くといふと、どういふものが来るのか具体的にじゃないですものね、あまり。ああいうことで一体どうして——その一体宣伝だけはね、頭脳都市だとか何とか言つていましてくれども。

○政府委員(木田宏君) 先ほど首都圏の整備委員事務局長は具体的な機関の名前をあげませんでした関係から、いまお尋ねいただいたような御疑問が残つたかと思ひますが、ここに予定をされておりました四十三の機関はすでに閣議で一つ一つ特定をしておまして、科学技術庁に閣議いたしましたものといたしましては金属材料技術研究所、国立防災科学技術センター、無機材料研究所、それから先ほどお話にも出ましたが、共同利用の施設、宇宙開発事業団の筑波宇宙センター、この五つが予定されておられますし、環境庁につきましましては国立公害研究所が予定されております。厚生省は国立予防衛生研究所、国立衛生試験所の一部が予定されておられますし、農林省は十三の機関が特定の畜産試験場、園芸試験場等移転機関が年次とともに全部予定されておるわけでございます。通産省は工業技術院の関係研究所が予定されておられますし、先ほど小林事務局長から、主として理工系の研究所であるということでもございました。筑波に予定いたします大学は、筑波大学におきましては、この具体的な技術関係の部門を、現在、予定はいたしておりませんが、一般的に基礎の充実した学問体系を、自然科学につきましても整備をする予定でございますし、また、第三学群には経営工学群という、現在、東京教育大学にない領域の専門分野も、たとえば社会工学、情報基礎工学といった学類を予定いたしましたして、こうした具体的な国立の試験研究機関と、その基礎をささえていきます研究分野としての筑波大学の研究学園都市の配置は、一応、政府部内ですでに前から相談をし、固めておるところでございますから、抽象的な議論でないことだけは御理解を賜りたいと思ひます。

○小林武君 幾ら抽象的でないとおっしゃつて

も、具体的な説明ができませんりや抽象的なんです。

そこで、そのことはまずひとつおいて、次の機会に譲つて、これは、文部省は、大学としては初めは教育大学じゃなかったわけだね、外語とどこだったか、工業大学かどこか口をかけたのですか。

○政府委員(木田宏君) ちよつと私自身つまびらかにいたしておりませんが、他の大学にもいろいろと呼びかけた、こういう計画があるので大学側の考え方はどうかというやうな連絡をした経緯はあるやうでございます。それに対して、東京教育大学から具体的な筑波を予定してお話が出てきた、こういう次第でございます。

○小林武君 それを聞いてゐるんですよ。ぼくは、やっぱり、一つの研究学園都市をつくるという場合には、一つの計画としてはあるね。これは各省庁がみんなそれぞれ代表を出されて議論をしてゐるだろうし、それをまとめるという段階になると、科学技術庁がやっていると、科学技術庁がやれば大体見当はつくんですが、これはもう経済との結びつきをきつめて強く考えながらやつていくでしよう。そう考えますと、初めに手を出したところはどういうところが一番先に来てもらいたかつたかというところがはつきりするわけでしょう。これの交渉した経緯があるというこだけじゃわからないので、私が聞いたんでは、工業大学と外語、外語と工業大学というの、どんな組み合わせでやつたのかよくわかりませんけれども、国際ということがついているのであるほどそうかなあと思つたはつきり、局長もわからぬというのちよつとあれだけれども、それは、あなた抜きにしてどこかでやつたんですか。

○政府委員(木田宏君) 東京工大も、現在の大岡山のキャンパスがすでに狭隘になつておるといふ点はかなり前から課題でございまして、結局、東京工大はもうだいたい、何年になりますか、東京工大は横浜の長津田地区に新たなキャンパス予

定地を予定をいたしまして、大岡山と長津田で将来の東京工大としての発展を期するという方向がきまってきた次第でございます。都内にございます大学は、必ずしもキャンパスの状態の十分なものでないところはございます。国立だけでもいいですね。他の私立の大学にも、筑波の研究学園都市の計画が始まりまして同時に、照会をいたしまして、移転の希望大学その他につきましましては調査をし、その意向をまとめて政府部内としての移転計画を相談をしたと、こういう次第でございます。

○小林武君 これ、文部大臣、あれですか、たとえば研究学園都市をつくるという場合には、文部省に対して、たとえば科学技術庁が技術庁として音頭をとってやるものであるならば、こういう大学が研究都市においてふさわしいあれだと、そういうものがあつて、そういう相談が少なくとも文部大臣にあって、それで文部大臣がそれについてそれはどの大学がいいかわからぬし、文部大臣がおまえ行けというわけにいかないことでしょうか、いろいろなことを、一応、しかし聞くだけは聞くということになるわけだろと思うんですが、そうでしょう、筋からいって、それならば、ぼくは、さつきから具体的に言っておる東京工業大学と外語というものが出た。これは第一次のものだとぼくは聞いた。一番初めに口がかかったところでは、教育大学なんというものは、おくれはせながらというふうなことになるようにわれわれから考えれば聞かせるんだけれども、どういうあれに、そこあたりが計画的にどんな種類の大学が、ということの希望があつたはずだと思うんだけれども、それはどうですか。

○政府委員(木田宏君) 筑波の地につきましましては、当時、キャンパス問題で懸案のございました東京教育大学、外国語大学、東京工大、この三者にはいづれも同時にこういう計画があるということと通知をいたした次第でございます。研究学園都市という構想が逐次移転機関の決定と同時に固まってきたわけでございますが、文部省といたしましては、そこにつくります大学は、やはり総合的な大学のほうが望ましい、これが研究機関としての他の研究機関との連携その他を考えた場合には適切ではなからうかというふうに判断をいたしました。しかし、この筑波の計画が当初に浮かんでまいりましたときには、国立大学だけでなく、また、一つ二つの大学ではなくて、私立の大学の地域も予定をいたしまして、できるだけたくさん大学の集まるということができるならば、これまた、いいことではなからうかという考え方を持っておった次第でございます。でございますから、大学につきましまして、特にどういう性格の学問領域の大学だけでなければならぬ、こういうふうな議論は当時からなかったものというふうに考えます。できるだけ総合的に、たくさん大学の集まるというところで呼びかけた次第でございます。

○小林武君 たくさんの大学というけれども、それは三つ以外にもあるわけですか、どういう大学とどういふ大学と……三つ以外に分ければ、たくさん、ほかの大学にいろいろ口をかけたということは、口をかけるからにはそれはやっぱりこの大学と目をつけてやったら判断していいと思ひますがね。大体ぼくが聞いているのは、工業大学と外語というものは、この外語の組み合わせがどういふようなことかと思ひたんですが、まあ、これしろと考へていけば、外語という、まあ、これはおそろく国際とかなんとかということになったり、いろいろ学問の点からいっても、外国語というものがあつた程度必要でやつたのかどうかというふうなことも考へたけれども、ここらあたりがはつきりしない。

○政府委員(木田宏君) 国立大学につきましましては、先ほども申し上げましたように、キャンパスの狭隘というやうな問題で問題をかかえているところに呼びかけたということでございます。その意味で、東京工大、外国語大学、教育大学という三つに同時に呼びかけた次第でございます。しかし、筑波の地には、国立以外におきましても、私

学——これは私学と申しますと、当然、人文系がたくさんになるわけでございますけれども、この人文系の私立大学も都内での発展ということが、だんだん窮屈になつておる時期でございますから、筑波の地に私立大学の予定地も一応取りたいという考え方がございまして、それで私学にも一応幅広く呼びかける、こういうことはいした次第でございます。国立につきましましては、一番、具体的に敷地の問題を懸案としておりました三つの大学に呼びかけた、こういう次第でございます。

○小林武君 まあ、その新しく敷地を求めている大学というところにしほつたということは私はちよつとなかなか理解がいかないわけです。そういう性格のもんではないのでないか、やっぱりかなりの計画を持ってやつたことですから、やつたことだろうと思ひますよ、法を見ておるといふと。そうするといふと、その際に、一体敷地が狭くてどうにもならないからというやうなところだけを対象にするというやうなことはあり得ないと思ひけれども、これはまあ、まあ、あなたにそう言つても水かけ論みたいなことになるからこれはやめましょう。やめますが、これらの大学のうち教育大学以外がいずれも敷地で困つていたが断つたということになるんだと思ひます。これはどういふ理由で断つてきたんですかね。

○政府委員(木田宏君) 結局、大学側の学内意見というものが最終的にまとまらなかったというところであらうかと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、東京工大は長津田地区に別の予定地を見つけて、大岡山と長津田という二つのキャンパスを結んだ将来の構想を考へるという方向に進んでまいりまして、すでにその方向にございまして、外国語大学は狭隘のまま今日に至っておりますが、これは学内の意見が結局まとまらなかったために、政府で予定したこの予定リストの中に入れていくということにならなかったという次第でございます。

と、そこではさっぱりまとまらぬと思ひておりますがね。まとまりというところはどうかということのか、よくわかりませんけれども、話は別ですけれども、これはあなたとぼくとの間でも話も何度かした。それから安養寺さんとも話をした。これはちよつと少し横へそれますけれども、これは基本的な問題だからぼく言うんですよ。北海道は御存じのように、北海道教育大学というのがタコノ足みたにたくさんあるわけです。函館、釧路、岩見沢、札幌、旭川、五つある。これはやっぱり考へてみて、あの大きなところにみんなばらばらにあるわけですから、ある程度これを統合しながら整備していきたいというのは文部省も考へて、それは当然だと思ひし、ぼくもそう思ひます。いまごろ狭い感情でものを処理しなくてもいいと思ひておる。ところが、どうかという、これはいろいろな経緯があつたけれども、一つの分校から出ている評議員が、それが反対をしたために何年かかつていますが、もういまやそのためにみんな三すくみ、四すくみか知らぬけれども、札幌と岩見沢という二つの統合の対象になった分校はぼろ屋同然なんだ。かつての師範学校の校舎をそのまま使つておる札幌分校。それから今度は岩見沢は岩見沢で多少ちよつとよくしてもらつたけれども、これだつてうまいかぬ。教官のいわゆる整備等もこれもなかなかできない。そのときに、あなたは大学局長として何と言つたかという、満場一致の形をとらなされたのだと、こうおっしゃつておつたんでしょ。代々の学長みんなきりきり舞ひして、そうしてゐるんだ。ぼくはそういうことについてはあまり頭を突つ込みたくなかつたけれども、この文教委員会の中で、あすこの大学はけしからぬ学生がいるからつづきにやいかぬというやうな話を某の議員が発言したことによつて、一つの政党が一体大学をつぶすとかつづきぬとかいうことは何事だというやうなことの議論になつた。

○委員長退席、理事補佐俊君着席
若干そういうことで問題にはなつたけれども、ぼ

くらの考えとしては、そんなことは大学自体がきめればよいことで、はたの者がわいらい騒ぐものじやないというたてまえから、ぼくはそういう発言について非常に反発したわけです。しかし、われわれは何もあれしない。あなたにも話したでしょう、早くこれはきめられたほうがいい。満場一致、満場一致といふならこれ一番いいけれども、いかぬ場合はどうなるんだと、あの大学は。大臣、教員養成は非常に重要です。こう言うた。雨漏りしてしようのないような大学に入れておいて、師範学校当時の大学そのままにしておいて、そういう状況がとにかく現状のまま続いているんだね。そうして、一緒にならうかというわけで、両方の間に敷地を買おうとしても、これは金がないと、それでもうのべつそういうことをやってここの何年たつたですか、これで。何年ですか、大学局知っているでしょう。何年です。

○政府委員 木田宏君 正確な始期というのを覚えておられませんけれども、もう十年をはるかにこえる……。

○小林武君 十年はるかにこえたね。

○政府委員 木田宏君 はい。長い年月の課題でございまして、私も苦慮しておるところでございます。

○小林武君 そうでしょう。十年たつてまだごたごたしています。そうしてまだにまだ敷地の問題で、ある大手のあれがしばらく待ってやるからとか、待ってやらぬからとかというように、大学の教授が不動産屋に行つて一生懸命になつて何かしたらしいが、なやな情ない状態が続いておる。それでもこれから先ずきまるといふならいいけれども、ぼくはこの間ちょっと聞いたところによると、これは何年先になるかわからぬぞうだ。そういう態度もぼくはある程度認めていゝんですよ。学内で一致しなければ、文部省といつたつてそれはなかなかできないだろうと、せめて、しかし、もう大多数の者がみんなそうだといいことであれば、それは一、二何かがあつてもというようなことはぼくらも考える。何しろ学校の問題だからね。しかし、教育大学の場合はいかに教育大学自体の意思によつてなんと言ふけれども、ぼくはそんなこと考えられないような状況をこの目で見ていゝんだからね。このやり方とは、もう全く違ふというのはいゝうわけだろうといふことをふしぎでたまらないんですよ。これは文部大臣どういふわけですか。たとえばその扱いについてね。十年ですよ。片方はね、もつと待ってやつて十分学内の統一やつたらいいと思ふのに、そうして皆さんいゝへんうまいこと言うけれども、教育大学の一体移動というものは、内部的には非常に大問題残しているんですよ、これどうですか。

○国務大臣 奥野誠亮君 北海道の教育大学がキャンパスが幾つにも分かれておつてたいへん不便を感じられておること、よく承知しております。岩見沢と札幌を統合したらと、こういう話になつていゝようでございますが、位置の問題でなかなか話がまとまらないという状態のようでございます。

筑波大学の問題は、東京教育大学で全学的な意思決定機関として評議員会がある。その評議員会で決定したと、それをまあ基礎にして大学がきめたのだと、こう申し上げてまいつてきておるわけでありまして。五学部あるうちで、その後文学部が不満でつと筑波大学問題にはその後は参画しないという不幸な状態が続いておると思ひます。ただ、まあ全学的な意思決定機関がありまして、そこで決定したことでございますので、その中でいろいろな異論がございまして、一たん決定したことにつきましてはできるだけそれを尊重していきまさんとさらに混乱を重ねることになるんじやないか、かような心配もあわせ持つておるわけでございます。

○理事 楠正俊君 退席、委員長着席

○小林武君 これはまあとつくりとひとつこの問題やらなやなから、こはもうちやうど、首都圏の話から出てきたわけですが、こういうま

あここでは、納得なんか全然しないですよ。あなたのおっしゃることなんというのはいゝつたのあれだし、ほんとうのう形式も形式論理のいいところだ。そういうところによつて問題残つていゝから、これはやりまされども、まあ、そういううぼくが指摘したような文部省の態度というものが首尾一貫しないんですよ。一貫性を持ってやつていゝのならあれなんだが、一貫していないのだ。もう実際、その場限りの、何か特殊の関係がある、いかようにも都合よく解釈するようなやり方が文部省の中にあるといふところに、ぼくは非常に不明朗なものを感じる。これは、次のときの質問におもに主題になることですから、ひとつ皆さんも、私によくわかるような材料があつたら提供して大いにやつてもらいたい。

どうも住宅公団申しわけありません、ちよつとおくれましたが。

住宅公団で、この学園都市の土地の問題をやられたわけですが、住宅公団法の目的、第一条によつてその業務範囲というものを考へてみた場合に、これは、今度の場合は特例でございまして、それとも、当然この法の上ではやるべき仕事ということになりますか。どうですか。

○参考人 播磨雅雄君 日本住宅公団法の「業務範囲」という規定がございまして、この条文で、現在、住宅公団が筑波学園で行なつております現在のあの事業、あれを読みますのは、若干特殊なものとしてのやゝ考へ方がございまして、といひますのは、住宅公団は、やはり人口集中の激しい大都市圏におきまして、住宅事情の緩和のために住宅を建て、また、これに必要な住宅地を造成していく、市街地を造成していくというのが主たる使命でございまして。

で、筑波の場合におきましても、もちろん新住宅市街地あるいは土地区画整理法によりまして住宅地もつくつておるわけですが、どちらかといへば名前にもありますように、研究機関あるいは学園の施設をつくる面積のほうが大きいわけでございますけれども、一応、首都の過密を解消します

ためにその条文で読めるということ、若干例外的な運用でございましてけれども、その規定でやつておるわけでございます。

○小林武君 ぼくも、この「業務範囲」の中の三十一條の二と四と四との関係を読んだわけですが、二と四との関係を見て、いまあなたのおっしゃることは、いささか住宅公団としては少し範囲を拡大していつてやられたといふふうに見えていゝ。しかし、そのことをぼくはいゝとか悪いとかといふいまあれをやるんじやないんです。私は、先ほど来からも話が出ていゝように、これをおやりになるなら、これはもう学校という学校には問題がたゞさんあるわけですね。たとえば、教育大学の問題のあれも、学部を統一して、そうしてどこかに広い土地を求めたいという希望は、これはもう全学一致した考へ方としてあつたと思ふ。だから、そういうものも今後、そうすると、今度やられることで、あなたの方で今度あれを取り扱つたから、そういう面やや範囲を拡大した点で住宅公団としてはやることになる、こう理解してよろしいですか。

○参考人 播磨雅雄君 住宅公団の側から返事させていただきます。実は、住宅公団が筑波学園の用地買取と造成を引き受けることになりましたのは、先ほど申しましたような条文の読み方が政府部内にございまして、その前提で、昭和三十八年の八月でしたか、閣議で筑波の地域に研究学園都市をつくるんだという閣議了解がございまして、ときに、用地の買取と造成は住宅公団にやらせると、こういうふうな閣議了解だと記憶いたしておりますが、そういうものがございまして、それに基つて住宅公団がやれと、こういうふうな指図がございまして、住宅公団が始めた、こういう特殊な経過があるわけでございます。住宅公団の発意でこういうことをやるかどうかといふことはまだ考へたことはいゝのでございまして。

○小林武君 いや、私は、閣議で決めたから法律の拡大解釈をしていゝんというそんなことはいいはずなんです。法というものは万人に平等なん

です。だからぼくは、むしろあなたたちはこれから、住宅公団というのは、これを一つの前例として、その面での専門家でもあるし、かなりの力量も持っているんだと。やはりこういう面で住宅公団も考えたかどうか。閣議は特殊のあれで、政府の命令だからやりましたというふうなことで、これは法が泣きますよ。私はやはりその点で、四苦八苦しているあれがたぶんあると思うのです。だから、そういう点で、あなたのほうで、あれですか、今度は、少し住宅公団も、学園都市だけではなくてほかのことにもと申しますのは、先ほど来の質問者との間にも取りかわされた中に、新しい大学というのはやっぱりできる、各々でできている。そうすると、その大学というのは、わりあいこう、いわゆる大都市みたいなものの形をとる傾向にもある。外部へ出ていくということになれば、そういうこともあり得るわけですね。だから政府のお声がかかりだということなわけにもいかぬだろうと思うんだけど、その解釈についてはどうなんですか、弾力的な考えいま持っているんですか。いやいやもうこれでこりこり、あとはもう一切やりませんということになるんですか、どうですか。

○参考人(南都哲也君) 筑波の学園都市を建設する経緯はいま理事から説明したとおりでございますが、当時は、このような大規模な用地を取得し、あるいは大規模な新住あるいは区画整理事業を施行する能力は、住宅公団以外になかったわけでございます。これは「業務の範囲」どうこうという話もございましたが、昭和四十五年の筑波研究学園都市建設法においてはっきりと住宅公団の仕事ということが法定されているわけでございます。

そこで、いまお話し、それでは今後起きてくる学園都市について全部住宅公団がこれを引き受けてやるかどうかという問題でございますが、政府の方針といたしましては、国土総合開発公団というものををつくるというような法案も現に国会に提出になっております。私どものほうは、あくま

でやはり住宅に困窮する地帯というふうな地域的な制約がございますので、全国どこへでも学園都市の建設に手を伸ばすというわけにはなかなかいきません。やはり住宅難の解消、そのための宅地造成というのを第一義にしていきたいと、このように考えている次第でございます。

○小林武君 そういう態度を法どおりやるということならね、一体、今度の場合だって、やっぱりよいことをやっただけで済むんですよ。それは、出どころによつては話を聞いてやるというふうなもの、考え方があるはずで、住宅公団本来の使命というもののについても、やっぱり土地がないためというふうな、ずいぶんいろんな問題が起きているわけですよ。これで、第一条に書かれている住宅の問題についても、その土地の制約のためによりよくかぬというふうなことだっているわけですから、私はやっぱりそういう便宜主義みたいなことをやらぬほうがよろしい、こう思っています。そうでないならば、そうでないらしくやればよいというふうな考え方をしています。

もうそれはけっこうです。それでは、文部省にお尋ねいたしますが、これはほんのこのごろの、きのう出た問題ですから、これ一言だけ、ちょっとぼつと離れていただきますけれどもお尋ねいたしますが、文部省は今度何か、予算の編成に備えて、単科大学方式を重視するというふうなそういう方針を決定されたわけですか。——これはただしぼくは、毎日新聞の社説だな、これで見ただけでも、これはどういう意味ですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私もその記事を見まして、はあそこで決定したのかなと、この疑問に思っているところでございます。やはりケース・バイ・ケースで、単科大学のほうがいい場合もございましょうし、あるいは学部にしたほうがいい場合もあるかと思っております。そういう決定はいたしております。

○小林武君 具体的にいえば、この社説もまんだら何もないところを書いたというふうなものでな

いと思うのです。たとえばこの旭川医大、静岡、滋賀、宮崎、これも独立の医科大学、それから山形、愛媛というのはどういうことなんですか。これも単科大学ですか、ということになると、来年度以降はもう大きく方針を転換したと見るべきであらうと、こう言っている議論もなるほどと思うのです。この点は、やはりあなたのほうでいつそんなこととされたというふうなことおっしゃるけれども、方針がきまったらどうか知らぬけれども、事実上これを見るときとわかるというふうな気がするのですが、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 医科大学をたくさんつくるのでしたら、その際に単科大学方式が多いと、これは御指摘のとおりだと思います。筑波大学につきましては、これはまあ総合大学方式ですから、筑波大学の医学専門学部ということになるわけでございます。ほかのほうは、大体それぞれ単科大学がよろしいんじゃないかとこのように考えておるわけでございます。

山形、愛媛は学部だそうでございます。あとは単科大学を予定しております。

○小林武君 医科大学を単科大学にしたというやり方、これからそういう方式をとらないというふうな御意見でありますね。ぼくは単科大学ちょっととひっかかりましたのは、これからの中教審答申の行き方から見たら、あるいは高等学校の多様化の問題、そういうものを見て何かそういう一貫した方針が、政府ではいよいよ具体化してやってくつものかなというように考えた。それにこの単科大学というのは、わりあい中央集権的に統制しやすいですね。

きのうちょっとぼくは国会図書館へ行つてみた。なるほどおもしろいことがあって、おもしろいことあったから紹介するというのは悪いけれども、フランスの場合には、ナポレオンがたいへん単科大学を好きで、総合大学方式によらずに単科大学をやたらに建てて、そうして総合大学を変えていく方式をとった、これは中央集権的な大学の支配、いわゆるヨーロッパの大学ですから、なか

なか重みがある。それに対するまあナポレオンのそういう方式だと、しかし、それがやがては全部総合大学にいまでは変わっているという、そういうあれを見た。ぼくはそれを感じましてね、ひがみ根性かどうか知らぬけれども、ここらあたりがなかなかどうも文部省のやり口にちょっとやっぱり似たところがある。ナポレオンと文部大臣を比較したらいへん気持ちいいから知らぬけれども、大体そういう傾向にあると言えないこともない。しかも、今度は、ぼくらが非常に問題にしているのは、総合大学である筑波大学は、今度はこれについては管理方式について非常に学長の権限を強くすると同時に、文部省がこれに対して干渉するというか、大学の自治の範囲を狭めていくような傾向にあると見ているから、はあなるほどこれはナポレオン方式かと実は思ったりしたんですけれども、これはまた後ほどいろいろひとつ質問も出てくると思いますが、いまのところは、そういう方針では決まてないという、こういうお話ですが、私はもう人間が意地悪くなっているのかどうか知りませんが、教員養成の大学について、これはかなりの激しい意見の対立のあった文部省で、それは東北大学の教育学部というのを宮城教育大学に独立させた、ぼくらは総合大学の中で教員を養成するということは、これはやっぱり一番好ましい方法だと思つていらっしゃるんですよ。ぼくは教育大学の中で教員養成ということがある一つの目標として伝統的に置かれていたということもこれも私はいいと思つていらっしゃるんですよ。しかし、そういうものが非常に反対を押して切つて、そうしてまあそういうことを望んだらいろいろな方もあるらしいけれども、その理由を聞いてみると、き

わめて視野の狭い気持ちの上になつておると、こゝう私はいまでも見ているのです。それを文部省が猛烈な勢いで、これはいまの大蔵大臣が文部大臣やったかな——そうでなかったかな、とにかく非常な熱心であった、愛知さんは。私はそういうことがあるものだから非常にいいわゆる旧制の師範学校をそのまま一つの教員養成学校にしたよう

などとは見ていてもなかなか文部省の意向がすつと素通りするような条件もあるようだし、すつとすつとから、あるいはというように、これも実は考えた。私はできるならひとつこれから北海道の話をさつき出しましたけれども、釧路ならば釧路のいまの教育大学のさらに釧路とか道東の方面にふさわしいような幾つかの学部を持った大学にしたほうがいいだろうし、あるいは旭川ならば旭川大学ができたけれども教育大学があつて、さらに旭川だつて中央に何かしかるべきものを置いて、幾つかの学部を持った大学にしたいんではないか、これは個人的見解です、何もだれに頼まれたのでもない。函館だつて同じだろうと、こういうようなことを考えて、それが一番いいと思うぐらいなんですけれどもね。まあそれはいまそうやれということでもなければ何でもない、しかしそういうことが、教員養成というものに非常に私は有効だと思つてのですよ。やっぱ何か師範学校のまだから、抜け切らぬようなあれがある。そういういまの教育大学、小さいたつた一つのもの、学部という学科を持った大学なんつていうのはどうかと思つてゐるわけです。そういう意味で、私は単科大学方式なんつていうようなことはゆめにも考えられないし、もしこれがりっぱなお医者さんを養成するといふならば、少なくとも、そういう方向でこれからりっぱな医者を出すような大学に将来変えていくべきだとさえ私は思つてゐるんですよ。そういうことを感じましたので、ちょっと質問したわけですから、この点についてはどうもお考えですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまも申し上げましたように、単科大学方式でいくとか、総合大学方式でいくとか、そういう議論はいろいろありますけれども、文部省として方針をきめる意味で、国会、議論というものはしてないわけでございます。私、個人の意見で言いますと、それぞれに特色があるのだから、どちらかでなければならぬという、ただ一つの方法を固執していくというものは避けたほうがいいんじゃないだろうか、私たちは

新学園を日本全国の中で幾つかつくりたい、北海道には必ずまず最初につくつていきたい、こういう気持ちを持つてゐるわけでございます、すんなり総合大学をそこにつくることができれば、それ一つの方法でしようし、あるいは単科大学の集合体、そこにつくると、それぞれの特色を發揮させる、そして連合もはかつていくというふうなことも一つの行き方じゃないかと、こう思つてゐるわけでございます。まだそういうところまで踏み込んだ議論はしてありません。したがしまして、いずれにしても、あまり固定的に考えないほうが私たちとしてはいいんじゃないかと、こんな気持ちでおるわけでございます、ケース・バイ・ケースで考えていくというたてまえはとおつておるわけでございます。

○小林武君 私は、今度の教育大学というものが廃学になつて、筑波新大学のようなのが新しくできた、たいへん都合のいいような話になつて、移転か廃学か、外部の者から見ればはっきりしないような形をとりながら、事実上は廃学になる、こういうやり方については、きつめて反対の態度をとつてゐるんです。そういうやり方、あいにくこんなもの、考え方を私が固執するのは、これは、いまこの問題が出たからというのではない。私は、戦後の日本の教育の動き方、そういうものをいままでずっと見てきて、直接それに関係する立場に立つてきますという、この問題は、単に教育大学の中のある学部とか、六割の人とかが賛成したとか何となくいうことで、簡単にそういうことがやれるというところについては、どうも納得がいかないんです。この経過を私はとらえるのに、大学紛争というものと切り離して考えられない。昭和三十五、六年から、非常に学生の運動というふうなものが、非常に一つの、何といふか、勢いで拡大し、分裂し、また一緒になる、離合集散のあれを重ねながら、大学の学生の運動というもの、大学のいろいろな問題について、反抗といふいますか、そういう動きが出てきた。この大学紛争というものについて、私は、政府側の反省と

いうものは一つも聞いてないんですね。この間から私言つてゐるんですけれども、ずいぶん手きびしくやつてゐる、大学については、これはまあひとつ、大学運営に関する臨時措置法の、これは文部省の出した本でしよう、この中の大学紛争の分析にしろ何にしろ、文部省みずからどう責任を負うかという、戦後の文教政策についてどうこうというふうな反省は一つもない。大体、大学の内部が悪い、学生けしからぬというふうなところ、憲の力で押しつぶすのが一番だといふところ、結論が行つてゐるような気がするんですが、これについて、文部大臣、並びに大学局長も文部省古いんですから、あれについて文部省は何にも責任がないんだ、大学がいかぬのだと、こういうふうにお考えになつてゐますか、どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 大学紛争の原因はいろいろあるだらうと思つて、私がときどき国会で申し上げております一つは、戦前のエリート教育、それが大衆化された大学になつてきた、大衆化された大学になつていながら、入つてきた学生の満足するような教育状態になつてゐるか、これは一つの問題点であつたのではないかと気がいたします。研究と教育の分離といふようなことが、大学改革の構想の中で絶えず言われてゐる。筑波大学方式はまさにそれとらうとしてゐるわけでございます。それと、そういう対応につきまして、大学自身も研究されるし、文部省自身もそれがしやすいような対応策、これを示していかなければならぬ。そういう対応策、これはもう文部省自体の責任でもあるんじゃないかと思つてゐます。そのほか、いろいろな施設なりあるいは経費なり、充実ははかつていくとか、問題はたくさんあるかと思つてゐまして、決して文部省は責任ないんだという、そんな気持ちにはさらさらございませぬ。みんな考えて、それぞれ改革を進めていかなければならぬ大きな問題だと、こう存じております。

○小林武君 局長、どうですか。

○政府委員(木田宏君) いま、大臣が御答弁申し

上げましたように、やはり大学の位置づけ、役割りというものがだんだんと変わつておりますのに對して、適切な措置が文部省の施策としても十分とれてない、また、大学自体がその意味で新しい要素を取り入れることが少なかったといふことが、いろいろな面を通じて基本にある問題ではないかといふふうに思つてゐます。ただ一つ、そのことだけで説明したいのは、これは世界各国ともそうございませぬけれども、一番施設、設備の充実した優秀な大学と思つてゐるところにおきまして、そうした問題が一番先鋭に出てきた。これは、今日の事態に對照ができてないといふことが基本にありますけれども、そのことにつきましては、もつと別の要素もあり得るのではなからうかといふふうに考えますけれども、どうも的確に御説明のできるところまでまいりません。まあ、私どもの立場から考えますならば、やはり行政当局の姿勢として大学を当局側の意のごとくに持つていくといふことは慎しまなければなりませんけれども、もう少し少くとも、直すべき点は直すといふ努力を早くから進めるべきであつたといふふうにお考えをいたします。

○小林武君 どうも大学局長にしろ、文部大臣にしろ、まあまあ文部大臣は、そう言つては何ですけれども、このごろ文部大臣になられたんで、その前は別な専門のことで非常にやられておつたんだから、まともな一つのことだといふようなあれが、政治家として、そういう大局的なあれはあつたことだらうと思つても、しかし木田大学局長、この程度の認識ではどうですか。大臣も木田局長も、ちよつと文部省にも悪いところがありまして、これは当時、大衆と大学の考え方はさうです。大学自体がだらしがないといふことをいろいろ言つた。それだけではないんじゃないの。ぼくはやっぱり、もつとここに書いてゐることぐらひは、ここに書いてゐることぐらひ、大体、言つてないよ。一体先進国におもに起こつた大学、これに書いてあるけれどもね、先進国に起こつた、

これは社会党でも書いた。ぼくらが特別委員会をつくって書いた。あなたたちも書いた。この先進国に起こった大学、それからいまあなた言ったけれども、しかも、それがエリート・コースのような大学にはげしく起っている。アメリカの場合も、フランスの場合も、日本の場合もそうだった。エリート・コースばかりでおさまらなくて、だんだんだんそうでない大学に波及してきた。その一体問題点というものをあなたたちがどうとらえているかということが、これが根本的に据えられないというところ、政府の大学政策というものは出てこないですよ。あなたたちが、とにかく大学に対して政府はどうしなければならぬということが出てこないわけですか。何となくしに大学にその罪をかぶしたり、いまの若い者はろくなものはないぐらいいいことを言っておったところで、これはだめだということですよ。だから、それは、わからないなんて言わずに、ここで本音を全部吐きなさい。あなた知らぬわけないんだもの、優秀な官僚で、本音吐きなさいよ。ぼくのほうのやつを読んでもいいんだ、あとで読むから。社会党は頭が悪いと言われてもかまわない。

○政府委員(木田宏君) 戦後学制改革によりまして六三三四の新しい教育制度もでき、それに基づいて従前ございました各種の専門学校、大学というよそおいのもとで逐次整備を進められてきたわけでありまして、この二十数年間の間にその充実整備、あるいはまた二十数年間の世界的に見た知的活動量の拡大という大きな変化に対応できてないという基本問題が、大学の問題についてはあると思うのであります。その「対応できてない」と申します点は、これは大学と政府側と相ともにやはり手ぬるかったという点についての反省をいたさなければならぬというふうに考えております。でございますから、問題がすべて大学側にあるというわけではございません。ただ、これは前にも国会で御議論になったことだと思っておりますけれども、フランスのように国の政治体制としてかなり中央集権的な色彩が強く出ておりますところ

は大学全体を通じて大学法の制定、改革によりましてすべての大学の改革というものを一気に進めていくというふうな態度が出ております。イギリスやアメリカにおきましては、個々の大学の新たな努力というものを盛り立てることによって一つ一つ大学改革というものが進んでいっておるといふ点がございまして。ドイツは、どちらかと申しますと、州並びに連邦政府の改革の筋の一つございまして、州並びに連邦政府の大学の改革意欲というものが相当かみ合わせた改革が進んでおります。で、私ども、日本の今日の現状で大学改革のことを進めてまいりますには、すべての大学を一斉にある方向へ持っていくというよりは、やはりすべきでないでございまして、むしろ個々の大学が、どちらかと申しますならば、アメリカやイギリスに見られますように、その持つておる大学自体の研究者、教育者の新たな努力と相まって、一つ一つ改善の実をあげていく、こういう方向でつとめなければならぬまいかというふうに考えるのでございます。その意味では、ただ、大学側の積極的な姿勢を私どもが待つておるだけではなくって、もっと呼びかけていくということもいたさなければならぬ。で、また、事実そうした呼びかけもいたしてまいりたいというふうに考えておるのでございますが、今日まで問題が残つておるといふ点の御指摘についての反省といたしますならば、その私どもの呼びかけ、また大学側のそれに対応する積極性と申しますか、そういうものがいずれも十分でなかった点に問題があるであろうというふうに考える次第でございまして。

○小林武君 とにかく、あなたたちが考えるのは、大学と社会、政治、国家のかかわり合い、この点はつきりしてないですよ。国とのかかわり合いが、その国のかかわり合いというところ、文部省が教育の問題では関係がある。このかかわり合いを明確にとらえてないというところに、今日の大学問題の解決が妙な方向にいっている。ほんとうの問題の解決ではなくて、ある程度慢性化したり、それが妙に別な方向にゆがめられた形でいつたりして

いる。青年の心をほんとうにとらえるような行き方にはいっていないということですよ。私はそういう意味では、非常に一番この点で考えてもらわなければならぬのは、文部省だと思ふ。政府の文教政策だと思つておられます。だから、きょういふそのことの議論をやる時間関係もございまして、まず私は、あなたたちのほうの大学に対する考え方というものがどう変わってきたか。昭和二十三年に大学法試案というものができた。大学理事会法案とも言われて、大学法試案というものが出てきた。このときの一体考え方というのは、文部省はどんな考え方をしておったのですか。

○政府委員(木田宏君) 戦後新たな体制のもとで六三三四の学校制度ができました際に、当然当時私ども、政府全体を通じてございまして、アメリカの指導によりまして教育制度というものを念頭に置いておったわけではございまして、新しい大学を府県単位の一つずつ考へる。そうした大学の運営はアメリカでやっておられましたような、現在でも行なつておりますような理事組織というようなものを念頭に置いて関係者が議論を進めてきたのでございまして。でございまして、その一番端の用語は、教育公務員特例法にそのまま残つておるわけではございまして、大学管理機関というものをそれぞれの大学に設けて、そして、その大学管理機関の手によって大学を運営するという考え方であつたわけではございまして。その大学管理機関と申しますのは、欧米の諸国で見られますような学外者の加つた――当時の試案で申しますならば、評議会、イギリスの大学における、カウンシルといったような管理機関を設ける、その管理機関のもとで民意を反映した大学の管理運営をしていく、こういう考え方であつたかと思ひます。いま御指摘のございました国立大学管理法案のそのものになつております考え方等も当時のそのうした意向を念頭に置いたものである、こう考えておる次第でございまして。

○小林武君 そのとおりかと思うんだね。ぼくは、このときには、いわゆる外部の人を入れるといつたらどうですか。役人とか、いまだって、同じだ、官僚、財界、これは中教審のメンバー見れば大体わかる。中教審のメンバー見れば第一期から第十期までは、いまここに名簿持つてきておりますけれども、このメンバーと見れば、よくわかる。大学の管理というものは結局そういう方式でやっていく。私はこのころ考えてみると、この二十三年という年を考へてみると、これは日本のいわゆる支配階級というものがアメリカとの関係においてかなり自信持つてきた時代だ、まあ、そろそろいわゆる国際情勢の変化というものも出始めてきて、かなり自信を持つてきた時期にこれをやつた。それと大体対応している。しかも、二十三年から三年たつて国立大学管理法、これも管理機関なんです。これは廃案になつたんだね、力戦奮闘されたけれども遂にこれ国会に提出して廃案になつた。これも大学の管理。そして、その間に三十三年に国大協の常置委員会大学管理運営に関する中間報告というものが出ていって、それによつても、これもあれだね、大学の管理運営なんだ。その間に何が入つていっているかというところ、教育二法のやつが入つていっている。これはもうぼくがほんとうに終生忘れることのできない、義務教育諸学校における教育の中立性確保に関する臨時措置法という大連元文部大臣のこれは、あなたのはうから言えば傑作が出た。それから二年たつたあとに教育委員会の任命制の大きな問題が出てきたんです。いずれも、これはもうほんとうに国会が大混乱におちいるような対立が与野党の間で起つてきた。ここに日本の教育の歩み方というものがよく出ていっている。この国大協の常置委員会の大学管理運営に関する中間報告というものは、これは学長の権限の強化とか、教授会の権限の縮小ということにあって、私は記憶しているが、そうではありませ

○政府委員(木田宏君) いま御指摘がございましたように、戦後の大学管理の考え方は、アメリカやイギリスの例にならないうして、学外者によつて、地方公共団体の代表であるとか、政府代表である

とか、同窓会の代表であるとか、そういう地域の関係者を加えた管理機関で運営していく、これが世界各国きわめて多い大学の管理形態でございいますから、その例にならうという方向で、当時関係者が論議を詰めたことはあるわけでございいます。それと同時に、従来のいわゆる旧制大学以外に専門学校を取り入れた新しい大学制度のもとにおいて、いまさつきお話がございましたが、個々の単科の学校が合わせて一つの総合大学になった。その総合された大学としての運営というものがなかなか円滑に身についてこない。そういうところから、学部を主体にいたしました教授会の運営と、それから評議會を中心にする全学的な大学の運営の調和につきまして各大学関係者がいろいろと苦心を重ねたことは申し上げるまでもないところでございいます。

御指摘の国大協におきましても、昭和三十七年九月に、大学の管理運営に関する中間報告等いろいろとまとめておられますが、私もいま詳細を知っておるわけでございませぬけれども、その流れは、結局、総合大学としての大学の一体的な運営をどういうふうに通切に考えていくか。その意味では、学部の処理と大学全体としての処理をどのように調和させていったらいいかということがその当時から、そしてまた、今日に至るまでの課題であるということは御説明申し上げられると思います。

○小林武君 それは、あなたのほうの課題でしゅうね。文部省のほうの課題、いわゆる政府の課題だ。この中は管理運営に関することばかりですわね。そして何かという学長の権限を強化して、教授会の権限を縮小する。もうこれは財界、官僚の大学に対する発言権を持たせる。これは、一番初めの大学理法法案、国立大学の管理法案も同様だ。そしてその間において教育二法が出て教育委員会任命制が出た。あなたは、外部のいろいろな人の、地域住民だとか、やれ何だとか言いますけれども、教育委員会法というのは、以前は地域住民の意見をくみ取るために選挙によってこれは

選ばれた。それを取りかえて任命制にした。それでもなお足りなくて、今度はどうかという、文部省がこれに対して県教育長の任命。任命の問題、それから教育委員会についての措置要求の問題が出てきた。だから、あなたの言うことは、管理運営の強化ということとは結局何かと言うと、大学の自治というものを縮小していつて、教授会のあれをだんだん縮小していく。そういう中で、学生の発言権だつて、職員の発言権だつて、出るわけがない。そういうことでしょう。この国大協というのは、ちょっとみなこれは国立大学協会だから、これは国大協もそう思っているかということに感ずるかもしれないけれども、これは、この中間報告を書いた常置委員会の一体中心になったのはだれなんですか。これは委員長というのか、主査というのか知らぬけれども、だれですか。

○政府委員(木田宏君) いまお尋ねの点はあとで調べましてお答え申し上げます。ただ、このように思います。しかし、当時の問題は、従来個々の専門学校でありましたものを、一まとめの府県に一つの国立学校にまとめ、総合大学にする。どうしてその総合の実をあげるかというのが大学関係者の管理運営の問題点でございまして、その意味では、個々のそういう学校でありました時代の意識そのままだでは総合大学としての実をあげ得ない。総合的な運営を学長、評議會を中心にしてどのように処理していくか。それと、個々の学部単位の運営との調和をどうするか、これが総合大学に戦後まともな上げてからの一貫した課題である。そのことは、今後ともやはり総合大学として位置づけていきます以上、考えていかなければならない問題点だということに思っております。

○小林武君 そんなことを言ってもほくはだませないよ。ほかの人には一時ごまかせたつて、ほくはだませない。あなたたち新しい教育というものをどう考えているのか。新しい教育というものは、権力統制をなくする、というあれでしょう。そうして教育基本法ができて、新憲法ができて、その上に立つた新教育、それからこの間も話したけれど

も、教員というふうな者がほんとうに責任を負えるという立場から、教育自体に対する教員の発言権というものは強化された。文部省はそのときに書いたでしようが、みんなに見せるために。政党の介入に対して、断固教師が教育の自由を守るために労働組合をつくつてやりなさいと、こう書いたでしよう。その抵抗こそが、日本の教育を、過去のあやまちを再びおさせないのだと書いたでしよう。あなた読んでるでしよう、そのことを。そういうあれが一体教育委員会法の改革や教育二法が出てきて、教育の政治的中立性という。これは大臣にひとつとあて答えてもらいたいと思う。教育の中立性というのはどういうことかという、この中立性というのはどういうことであつたか、大臣いまそれ見ておられるんだけれども、どういう趣旨のものであつたか、その中で、一、小学校や中学校、義務制の学校や高等学校の教師に対して断固そういう不当な支配に対して対抗するだけの力を持ちなさいと、こう言っている。そうしたならば、大学の中でいま局長が言われるようなことが憂慮されたわけだ。大学自治の原則に立つて大学自体がほんとうに強くなれるような自治を強化するような体制を、そこでとにかくますます強化しなさいやなということでしょう。

しかし、それもほくはもつと拡大していつて、あるいは学生もそれについて発言権がある、職員もまた発言権があるというのがわが社会党のあとで大学紛争が起つたときの考え方なんです。しかし、それに至るまでにほくらが、急に紛争が起つたからというのでは、大学問題研究会というものができて、そこでいぶん長い間大学関係者が討論をやつてきた、それを私は毎年見せてもらつておつたから、それについての経過はできてから数年間にわたつてつと私は見ている。これが首尾一貫しないでしよう。あなたのとおっしゃるように、管理運営を強化して学長をどうする、その学長を文部省がとにかくに指揮統率するよいうな形にすることが大学を一体よくすることだという結論は出てこないんじゃないの。あなたそれ

をちょっと考え違ひをしてるんじゃないかな。これはそのときのあれじゃないかね、大学の管理運営に関する中間報告に教育委員会と同じようなものがここに。文部大臣が学長任命に対する拒否権、自治会活動の制限、産学協同の制度化、これが原案としてあつたけれども、これははずされてきたという、われわれは当時そういうふう聞いておる。そのときの一体責任者というのはそんなにあれかね、いつまでたつてもわからぬということになるのかね。そういうことであつて、だれがこれをやられたのか、ほくは国大協がやつたというから国大協も認めているというふうなぐあいに考えたのだけれども、国大協のだけれどがやつたんだ、集まつてやつたんだらうと思うんだけれども、だれです。

○政府委員(木田宏君) 昭和三十七年九月の国大協の、大学の管理運営に関する中間報告につきましては、ただいまちょっと資料を取り寄せておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

○小林武君 わからない。

○政府委員(木田宏君) 資料を取り寄せておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

ただ、この機会をあれして恐縮でございすけれども、戦後の大学が教育委員会制度でも同様でございすけれども、教育界の運営に民意を反映させるというアメリカの指導の形態をとつたという点は、同じように教育委員会の場合も、大学の場合も考えられるわけでございまして、新しい戦後の教育がこの民意の反映ということを意図しておりますことは、教育関係者だけの独善の世界というところではない。その運営につきまして民意の反映をはかるというのが市町村の末端まで教育委員会を設け、その住民代表を管理機関に加えるという発想になつてゐるわけでございまして、大学につきましてはまた実現を見ておりませぬけれども、大学の管理運営につきまして学外の民意を反映できる関係者を加えた管理機関を設ける、それ

が教育公務員特例法には大学管理機関として予定されておるわけでございます。ただ、その大学につきましても民意を反映し得る機関というのが今日まで十分に当初の姿の形で実現されてないというところはございまして、学内の関係者だけの意見で教育のことを処理する、教育のことを教育関係者だけで処理するというのは戦後からとてまいました文部省の考え方はなかった。教育につきましても地域住民の意見を取り入れる、そういう意味での民意の反映をはかることが戦後の新しい教育の行き方であったというふうに考えております。

○小林武君 民意の反映、われわれ教育委員会では、地域住民の意思に沿う、主権在民の世の中では、憲法上から言えば主権者としての国民の意思が反映される、それには選挙が一番いいのです。よく政党のものがわりのいいような人が選挙でやるといふ人が選ばれない。それでは大衆激しい選挙で選ばれてきた参議院議員でも衆議院議員でもろくな者がいないということになる。こんなことはないはずだ。一べんくらいだまして出ても、それは落ちたからみんな悪いというわけにもいかないけれども、いろいろな事情がたかさんふくそうしているけれども、しかし本物というのはやはり政治家というのは必ずだれかが評価してくれて当選してくるでしょう。あるいは当選しなくてももう自分に自分をほとんど理解されなかったら訴えて当選してくるでしょう。完べきなあれはなくても、選挙というのはやはり民意の反映にはわれわれとしては全面的に肯定する立場にあるでしょう、政党人として。何であんなに乱闘国会なんて言われるような国会をやつて、警察官を入れてやるようなやり方をしなければならぬのか。政府はなぜやつたのか。あなたたちがそれを役人としてあればたいへんよかったというならばそれは違ひでしよう。だからあなたの言っていることは、政治の流れ、しかも、あなたたちの二つの目でもって見てきた政治の実態というものと照らし合わせると真理を言っていないですよ。

いまもう一つ、来る前に文部大臣に聞いておきたい。これは文部大臣に一度聞こうと思つていた。義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、この法律の第一条、「この法律の目的」、「この法律は、教育基本法の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保する」と、こう言う。「党派的」「不当な」と言っている。しかし、党派的な影響を受ける段になつたら、与党と野党と比べてみて一体どういふことになるんですか。政府・与党の一体の原則というところになつていくから、一つの法律を出すのに与党と相談してやるでしょう、野党に相談なんてありませんか、一体。教育の問題だから与党だけできめられない、野党の意見もひとつ聞きましよう、あまり対立するのならやめましようというふうなそんなことがあつたですか、一度だつて。これは文部省のえらい人たちがあつたたちもわれわれのところに来て、今度こういう法律を出しますがあなたのほうの党の意見はどうですか、と聞いたことはないでしよう。しかし、与党のところへ行つてはこういう法律を出して、また向こうのほうから出せと言われるかもしれない。そういう結局、政党が政策を持つていふのは当然だからあつていいですよ。しかし与党の反映はあつても、野党の反映はないでしよう。与党のあれは直通にいくわけですから、党派的というところになつたら一切ものはみな党派的だということになつてしまふ。そこに政治的中立というのはどういふ言いわけから出ている、われわれは多数党で政権を担当しているから党派的じゃない、おまえら少数党だから、それについてこれこれ言うのは党派的だ、こういう論理はどこから出てくるのかね。だから私はよく言う。教育の問題で対立したら抜きさしならぬというように言われぬようにするためには、少なくとも、教育の中立性というものは、なかなかやらないですよ、あなたたちもやらないからね。やらないけれども、しかしある程度の節度というものはなければならぬ。

ぬじやないかということをはよく言うんだ、いままで。これはどういふことなのかね、これは大連さんという当時この法律を出した人はよくに言つた。おれの方でやるのは、これ何も政治的中立破つたというところにならないけれども、おまえらやつたら中立破つたということになる、こう言うんです。あの人は大胆不敵な人だからさういふことを言つたんだらうと思ふけれども、実際は大連不敵でも、小心者でもみんなこれはそれでまかり通つてきたんですよ。これ文部大臣どう思いますか、政治的中立というものは、あなた政治的中立、政治的中立と云う方が。

○國務大臣(奥野誠亮君) 第一条にこの法律の目的を書いておつて、そこをおしやつていふわけでございますが、具体的内容は第三条に書いてあるようにございまして。「何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等々を支持せ、又はこれに反対させる教育を行なうことを教唆し、又はせん動してはならない。」でありますから、自民党につきましても、自民党の勢力を増大させる目的をもつてそのような教育を行なつてはならないと、書いてございまして、これはいづれの政党でありますしても、教育を通じて政治勢力の伸長、減退を行なうようなことをしてはいけないということだと、かように理解します。

○小林武君 あなた、大臣になつてそんなことほけたこと言つたつてだめですよ。そんなことあります。あなたの方でやつてないですか。私はよく知つてんだ、いろいろなね。しかしここでやるといふとやっぱり速記録に載るからぐあい悪いから言わないけれども、それは与党というものはあれですよ。今度こういう政策で、こういうわれわれはあれすると、大学をどこへ建ててやるなんというふうなこともあるだらうし、野党が言つたん

じゃ、そんなものは通るわけないんだ、与党はそういうこと言うでしようが。われわれはこの法律に反対するなんということが多いさつぱりだめだ、それはあなたそこで書いておると、特定の人間が何か教員を処罰するといふような目的で書いた法律だから、なかなかごまかすように書いていけるけれども、「何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、減退に資するようなどだつてやつたでしよう。あなたがこの間言つたように、教員なんといふのは何だと、この間問題になつたあれだつてやっぱり減退ですよ。教員に対してあなたさういふことを言つたといふことは、これによつて教育の政治的中立からちよつと離れている。一体教育の政治的中立といふのはどういふことなのか。自民党の政策をあなた実施しているでしよう。自民党の政策をあなた実施しないの。しているでしよう。法律の条文のことよりかもう少し具体的な話が聞きたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) いまおしやつていふ学校どこに建てるといふ問題、それとこの第三条の問題とは私は違ひと、こう考へていふわけでございます。第三条のほうは、児童、生徒に対しまして、特定の政党の勢力の増大、減退に資する目的をもつて特定の考え方を植えつけていこうとする、そういうことを排除しようじゃないか、そういうことではない、教育の場は政治的には中立、どちらにも傾かないようにしようといふことを考へていふわけであります。

○小林武君 だから目的のところを読んでみなさいと言ふんです。この法律は教員だけを処罰するためなんです。大連流に言えば、学校から刑務所に通ずる道をつくる法律だと彼は言つた。それはさういふあれだけれども、この第一条見なさいよ。自分の党勢を大きくするためにやつてはいけないといふことをここで書いていふじゃないですか。「党派的勢力の不当な影響又は支配から守り」といふことは、これは文部省の新教育指針を見れば、さう書いてあるじゃないですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 第一条は、「教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り」と、こう書いておるわけでございまして、特定の政党が教育を通じて干渉がましいことをする、それは排除してあるわけでございまして、おっしゃっていることとだいぶ違うのじゃないか、またそういうことがあってはいけないと、こう思っております。ほんとうに私は教育の世界は、政治的には中立の立場にしておきたいものだ、こういう希望を深く持っているわけでございまして。この間、私が申し上げましたのは、もうよく小林さん御理解の上であんなこと言うておられるんだらうと思うんですけれども、やはり教育公務員なものですからいろいろな職務の制約は受ける。それも特に政治的に中立でなきゃならぬということだろうと思うんでございまして、団体も動かして行くについて勤務条件の維持改善をはかる以上、政治的な動きが多過ぎる。それはいろいろ個人が個人としていろいろな活動をされることはけっこうだけれども、元来教員の身分を持てられるわけだから、教員の身分を持っておられる限りにおいてはやっぱり職務は守ってくださいますと、それ以上に政治的な活動をやるならやっぱり教員をやめて政治の社会で働いていただきたいと、私としてはお願いせざるを得ないのじゃないかと、こう言っているわけでございまして、そこはぜひ御理解を願っておきたいと思ひます。

○小林武君 あなだにかにもっともらしいことを言うけれども、そんなことないですよ。労働組合が一つの方針に従ってやる、それが全部政治活動だとはこれは言い切れないでしょう。たとえば、教員の身分に関する問題とか、教員の教育をほんとうに日本国民に責任を負う立場でやることにぐあいの悪い問題、それに対して教員の意思を発表したからそれが政治的だと言われる理由はない。あなただけのような考え方をしているという、この法律を出すような考え方になる。処罰しなければ損だという考え方になる。それはちょうど大戦前の教育勅語と大日本帝国憲法の思想です。

○政府委員(木田宏君) 小委員長は、大河内一男東大総長です。

○小林武君 小委員長……失礼しました。東大の総長じゃございませんでした。大河内一男先生が委員長でございまして。

○政府委員(木田宏君) この小委員会を構成され

○政府委員(木田宏君) 三十七年九月に、大学の管理運営に関する中間報告として国立大学協会が出しましたものは、国立大学協会の大学運営協議会で委員長大河内一男先生、それから委員が京都大学はじめ約二十名近い学長その他の臨時委員の方を加えて構成をしておられる機関でございまして。

○小林武君 それでそのときのそのまとめた小委員長というのはいずれです。

○小林武君 小委員長……失礼しました。東大の総長じゃございませんでした。大河内一男先生が委員長でございまして。

○政府委員(木田宏君) この小委員会を構成され

○政府委員(木田宏君) この小委員会を構成され

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

○小林武君 それで、それをまとめたのは大河内さんが毎度出てまとめたんですか。

も、反対に立っているわれわれの社会党でも、そのほかの野党の皆さんの党でも、それぞれ国民の支持を受けて議員になっている。あなたたちが力をもってやってくるということは、これは政治的中立確保になるかね、どうです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど来話に出ております義務教育の中立性確保の問題は、子供を育てあげていく、教育をしていく、そういう場合に、特定の政治勢力を伸ばしたり、減退させたりするようなことをやっていると、減退させたりすると思います。また、公務員につきましても、教員だけに限りませんが、公務員は特定の政治勢力を増大させる、減退させるというような役割りをしているのではない、こういうことだと考えております。同時に、教育諸条件を整えていく、それは文部省の役割りだと、かように考えておるわけでございまして、それは諸条件を整備する場合に、先ほどおっしゃいましたように、学校をどこに建てる。その場合には、時の政権を担当している者は、自分に有利なようにするのじゃないかというような御指摘があるのじゃないかと、こう思うわけがあります。できる限り、そういう問題は教育上最も効率の高まることを考えてやらなければならぬ。しかし、そういう場合には、やはり党派的な影響もあり得るのじゃないか、これは御指摘のとおりだと思います。そういう意味で、そういう責任者は政界出身者がいいか、そうでないほうがいいかというようなことが、たびたび議論としてここで言われていっていると思います。そういうものにつきましても、私は、やはり与党の力を利用する、そうしてできる限り必要な教育上の財源等を確保していく。その際に当たる者が、特に特定の政治勢力を増大させるといふようなことに片寄らない教育上の見地から努力をしていくという姿勢、これさえ守っていれば、むしろ政界人の私はやりやすいように、教育諸条件を整えやすいように思う、こんなことをお答えさせていただいたこともございます。いずれにしても、国の政策の問題は、国会においておきめいただきます問題でござい

すので、おきめいただきます場合に、やはり政治勢力の多いほうの考え方が最終的には話し合いが行われましても影響力が大きいと、それはそのとおりだと思われかけております。しかし、教育の中身の問題につきましても、あるいは教育をそのとおり行なっていく場合において、特定の政治勢力の伸長を中心に考えてはいけない。特定の考え方を押し込む、そういうことは避けなければならぬ。日本は自由な国として発展していかねばならないのですから、教育界におきましても子供のときから政治思想について洗脳的な役割りを教育界が行なうようなことがあってはならない、こういうことで、特に政治的中立ということが教育において言われてきているんじゃないかならうか、かように考えているわけでありまして。

○小林武君 そこで、あなたどうですか、教育の中身の問題、教育の内容の問題です。この内容の問題をあなたたちは政界の力で変えてきたでしょう。たとえば、教科書検定というのがある。この教科書検定というふうなものをやると、そうして教科書検定で教科書を変えて、平和の問題などというふうなことはなるべく避けて通る。公害教育に対していろいろな圧迫があったと、再軍備の問題について初めの教科書とあとの教科書とぐっと変わってきたというの、みんな教育の中身についてこれはこういう教え方をしなきゃだめだということを強要してきたわけでしょう。そういう問題について言ったらこれはあなたたちの意向に従って教員は、しかも、この内容を教えるのが法律化されるために、これは法律違反だという責め方をされるわけだ。日本の教師には以前もそういういろいろなさまざまな問題があったから、教師が責任を負う教育においては教育についての内容にも自分たちに責任がある。納得のいくものでなければならぬ。正しいものの見方でなければならぬということになる。それなら責任取れる。しかし、中身に対してあなたは全然文部省はそれについて干渉してないと、こう言えますか。しているでしょう。そしたらあなた、教える教師が何

と言ったとかかんと言ったとかということよりも教科書とか指導要領、そういうものもこれでいかなきゃだめだ、こう言ってきたらどうですか。それは一つの政界の考え方、われわれのほうから言えばそんなことはとにかく間違いだという批判は何ほでもやっているわけですね。それはどうなるんです。それはおれらは与党だからかまわなという、ぼくは教育の条件を整備するということとあればうんと努力して、しかもみんなに公平でやるということであつたら、これはあんまり意見の対立はないと思う。しかし、教育の中身に関する問題、教員が自分で責任を負わなきゃならぬ問題について一体それを規制するというようなやり方、それこそほんとうの教育の政治的中立というものを破っているんです、そういうことではない。だから何と言ったかという、文部省自体がそう言っていたじゃないですか。おまえたちの教えた日本の歴史の中でこんな誤りをおかしておったじゃないか、だから日本国民の中にものごとを科学的に処理する能力を失わせたり、ひいては戦争に突入していくようなそういう判断力のない、盲従するような国民の国民性をつくったじゃないかと言っているじゃないですか。そういうことは、いまの法律の中ではどうでもできるようなことになっているんじゃないですか。私はそれを一人の教員がやったかやらぬかというふうなことで、そこに重点を置いて政治的中立、中立と云うが、もっと上のほうから考えて、もっと大まかに問題を議論したらあなたはどうだと聞いている。その点あたりまえだと思っているんです。中身のことに付いてから、それからまた学校の運営、大学ならば教育・研究についてもいろいろ干渉をする、そういうやり方はいろいろある事例たくさんあるでしょう。あなたたちの要望を受けて中教審をやった、最後に答申をまとめた森戸さんなんかも助教時代はクロボトキの研究でとにかく大学やめななきゃならぬ。そのとき彼はど

うしたかという、どうです、なかなかそのときはりっぱだったとほくは思う。大学の総長がとにかくわび状書いたら許してやると、こう言った。そんな意図じゃなかったという一札書いてくれれば君処分しなくてもいいんだが、それ書いてくれと言ったところが断固としてこれを拒否した。その森戸さんのまとめたところの中教審の答申の中身を見ると、まことにこれはおかしいものだ、人間もこうも変わるもんかどうかということ、私、感じているわけですが、それも結局どこから要請されてそう言っているの、いったらあなたの方でしょう。大体そういうふうになるような人選でやっている。そういうことが教育の中立性といえるか、一番大きな権力という力でもって教育が押し曲げられたやつ政治的中立を云々しないで、教員の自主的判断に基づく教育の問題に難くせつけて、これについて刑事罰を加えてやろうというのが初めの意図だ、これが教育の政治的中立確保に関する法律の趣旨である、多少これがばやけてきたというのは、多少の批判もあったからでしょう。しかし、実質的に行政的には十分にそれやることができるようになっているんです。あなたそれについて何か、いやそんなことやるのあたりまえだとおっしゃいますか、どうです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育の問題がしばしば与野党衝突している日本の姿、私はたいへん不幸なことだと思っております。同時に、わが国では憲法に基づいて国会がいろいろな法律を制定される。その法律を執行する責任が政府に与えられておるわけでございます。したがって、国会で制定されました法律をゆがめて運用しているということになりまします、大問題でございまして、そういうことがあってはならないと思っております。同時にまた、法律が憲法の考えと反しているという場合には、裁判所には違憲審査権が与えられておるわけでございますので、憲法に反したような、たとえば与党が多数にまかせて立法してしまうという場合には、そんなことができないように裁判所が違憲審査権を持っているわけでございますので、違憲判断をすればその法律は効力を失うわけでございます。そういうことでございまして、正

規に法律が判定される、その法律に基づいて行政当局が運用していく、当然運用にあたりまして、先ほど来しばしば問題が出ております教育は中立でなきゃならない、そういう考え方で教科書の検定を行ないます場合にも十分努力をしているはずでございますので、もし内容において特定の政党の勢力を伸ばすような事実が行なわれているということでありましたら、大いに御指摘をいただければよろしいんじゃないかと考へるわけでございます。同時に、教育基本法には「心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」というふうに教育の目的を書いているわけでございます。そうしますと、やっぱり国民を育成することになりますと、国民にふさわしい国民が育成されるように、教育についても十分な配慮がなされなきゃならない。単に個人を育てるわけじゃございませんで、国民を育てるわけでございますので、国民全体で教育はこうあつてほしいと、裁判所が、教科書が全くそれを無視したようなことがあつてもいけないわけでございますだけに、検定というような考え方も生まれてきたと思うのでございまして、同時に検定に当たりまして、いまも申し上げましたように、教育の政治的中立を侵すような検定のしかたが行なわれていまして、これは大いに御指摘いただかなければならないという性格の問題ではなからうかと思っております。

○小林武君 あなたのあれには、悪法も法なりというそういう考え方、悪法も法なり、きまつたら最後、だから悪法も法なりの信念があるから、これは無理だと思つて力をつくすわけですね。きょうも何だかあやしげなあれが出てきたなんて中断された。私は早くやめようと思つたけれども、あれが済んだんでその時間だけはいけいやらなきやぐあい悪いかと思つて、審議またサボつたなんて言われるのも業腹だからいまやつてゐるんだ。悪法も法なりじゃだめなのよ、そんなこと言つたら、教育の実質についていかなきゃだめね。教育に最も妥当な、子供にとっては教育内容というのはい

わめて大事なことです。その教育内容について合意に達することができないような、少なくとも、真実でないようなことをやつてはいけないということ、そのことについて政府は自由に干渉できるようなやり方をやつて、そうしてどうですか、民主教育が始まつた当時のあの何といひますか、純真なものの考え方というのには教育の中になくなつて、教科書の中からも政治的に時の権力にぐあいの悪いようなものはいかなくなる。初めは憲法九条なんているのが、いかなるものもとにかいくさに関係あるものなら戦力として認められないでなものの言ひ方が文部省の憲法の話にもちゃんと出てゐる。それがいつの間にか自ら衛隊はこれ何だてなことになるかといふと、それはけしからんというやうなことであなたたちはやるでしよう。再軍備はあたかもこれは合法で当然なことだと言わねばかりにやつてくる。そこに見解の相違が両方に出るわけでしょう。まあ、七日にどんな判決が出るかどうか知らぬけれども、違憲かどうかというやうなこの自衛隊の問題が出てきた場合に、あなたたちの解釈というのはどうなるのか。あれは裁判長がけしからんからこういふことになつたのでわれわれの考え方は正しいなんてなことを言つたら、これはまことに妙ちくりなことだと思ふ。

ぼくはさつきから言つてゐるのは、権力の力で教育をどうするといふやうな行き方はこれは不当な支配なんだと、こう言つてゐる。だから文部省自体言つたじゃないですか。政党の力というものが強大化してきた場合に、——特に強大だといふのは何かといふと、与党、政権を握つたものなんです。その政党に対して教育に不当な支配をかけないやうに教員は団結してやらぬとだめだ、こう言つてゐるのじゃないでしようか。それを文部省、いくさ勝負したときに初めて本心に立ち返つた。ぐあいが悪くなつたら今度はそれを捨てて、時の権力に迎合しないやうなやつはこれは不良教員だといふやうなことになつたらこれはたまつたもの

じゃないですよ。だれが困るかといふたら、教員よりもそれは日本の子供が問題なんです。日本の行く末の問題になるでしよう。そういうふうな教育の中立性というものを見なきゃだめだ、こゝう言つてゐるのです。あなたは政党の立場に立つて、与党の立場に立つて、おれのやることは全部正しいと、おれたちの主張していることを教員が自分の裁量でこれは正しいのだなんてなことをやつたら、それは国の法律にそむいたものだから許しておけないといふのがあなたの方の考え方でしょう。どっちがものの方として正しいのですか、戦争と敗戦というものを経験した日本人にとつてどっちが正しいのですか。その行き方がまるつきり変わつてきたのじゃないですか。それをぼくは言つてゐるのですよ。

あなたは、とにかく苦しくなると法律、その法律にもとることと言ふ。法律にもとる前に日本国憲法と大日本帝国憲法、教育勅語と教育基本法の差が出てきてゐる。その上立つて現状をあなた判断しなきゃだめですよ。教員に節操を売らせるやうなそういう教育をやつたり研究をやつたりしたら、日本の国は再び大きなあやまちをおかしますよ。教育者としての節操というものはきつたらぬのです。それは教員だつて完べきじゃないから教員の考へてゐることがみんないいなんて、そんなことを言うのじゃないのです。教師がものを教えるのにいろいろ勉強したり教へられたり自分で考へたりして、これこそ日本の将来にとつて確信持てることだといふことを教えるのがこれが教員のつとめじゃないですか。そういう教師が不当な力の支配によつておれの信念を曲げなければならぬときには教師はどうしたらいいの。私は、教師は信念のために生きなきゃいかんと思つてゐる。それこそが、あなたたちの教師に対する期待でなきゃならぬし、親たちの期待だと思つてゐる。そういう考え方は政治的中立と、こゝういふ。まあ、あまり政治的中立なんて言いたくもないけれども、正しい教育者としての生き方だ。あなたはそ

れ認めないで、あなたの場合は、いやそれはどんなことであつても、法律が通つておればその法律どおりにやるのがこれが正しいのだ、こゝういふ考へ方はいかんですね。世の中を見たらつてわかるでしよう。悪い政治家もたくさんゐるし、おそろしい権力もつてやつてゐるところもある。まあ今度の韓国の問題にしろ、ひとの国を批判する前に日本のことだつて考へたらい。似たり寄つたりのことがある。権力というものは何をやつても正しいといふ、そんな考へ方が大手を振つて通るときにはそれに負けてはいかぬ。あなたは法律万能主義みたいなことを言つたらだめだ。それはあなたのあれにも出てゐます。判決の問題について、最高裁の。あなたは前の判決のあれがとにかく目ざわりでしようがなかった。今度あとにそれをくつがえすやうなやつが出たら、やれやれこれに従つていかなければだめだといふやうなことを言う。上級審と下級審の場合ならともかくとして、最高裁の大法廷できまつたやうな判決が一年や二年で引つくり返つてたまるもんですか、一体、それには政治の悪がある、そんなことの状態になれば、われわれが最も信頼している司法権にさえそんなことが出てくる。あれだけ身分を保障されてゐるといふところでどうはいかない、身分だけではないか。世の中の仕組みといふものも、のすくくゝいふ意味で支配の力を出して、どつから出てくるか。私はまあ経験はあまりないけれども、なかなかこの背後の力といふものはおそろしいと、公務員をやつてゐて思つた。それを言つてゐるんですよ。教育の政治的中立といふものは、あなたはもう少し考へ直してもらわなければ困るな。

こんなことをいつまでやつてゐるわけにいかぬから、どうせまた次にやるのだから、こゝでやめますけれども……。しかし一言言へばね、ぼくはあなたと悪口の言い合ひをしてゐるというやうなことが主眼じゃない。やっぱりあなたの方のほうでも、とにかくこの法律を通したいという気持ちがあり、ぼくらのほう

はこの法律を通したくないという気持ちがある。その中でいろいろ議論してみても、そうしてその中から何か出てくるのかどうかということもあるだろうし、全然ないならば、正々堂々とやってもいいのだから、正々堂々と議論を尽くし、堂々とやってもいい。おかしなことをやってもいい。とにかく、ときどき督戦隊みたいなのがここに入ってきて、それが来るたびに何だか空気がおかしくなるようなやり方はやめてもらいたい。きょうは終わります。

○国務大臣(奥野誠亮君) ちょっと答えさせてもらいます。

教育の中立が、だんだん教員の政治的中立に重点を置いてお話しになっておったように伺いました。教員に限らず公務員の政治活動は制限されている。やはり私は公務員制度の変遷は御理解いただきたい。いろいろお願いをしたいわけでもありません。封建時代は殿さまがかわつちまえば身分は失った。その後選挙制度になりましてからでも、任意に公務員を選定できる時代もございました。そういう場合には、やはり時の権力者に全面的に協力をする、私腹を肥やす、結果は、行政の公正が妨げられるというようなことから、私は今日の公務員の試験採用というものがきまつたと思うのでございます。同時に、その主権者に奉仕するにあたって国民全体、人民全体に奉仕して一部に奉仕するものじゃないというような明確な考え方が出てきたと考えるわけでございます。そういうところから特定の政治勢力に結託をしない、同時に身分保障はします、そういうことを通じて、行政の公正も確保され、公務員にとっても政治的に中立でなければならぬということが強調されることになって、仕事についてもたいへんやりやすくなつてくるんじゃないか、こう思うわけでございまして、やはり近代的な公務員制度のよさも御理解をいただきまして、したがって、また政治的な活動は公務員はしないということに相当重い視点を置いていただきたいと、こう私は希望を申し上げておきたいと思ひます。

○小林武君 この議論をやつていけば延々としてあなたと私とは一致点はないようだけれども、われわれの言うのは、特定の政党を何か日本の教師がそのために教育の場でやっておるなんてことを考えた大間違いですよ、それは。しかし、何ぼ教師であつても一市民としての権利はちゃんと持っているんですよ、政党に投票すること。市民としての行動を全部取り上げてしまふというわけにはいかないでしょう。それは戦前の教員に対する接し方といふとは違ふ。だから封建時代までいかぬでいいんですよ。封建時代までいかぬでいいんだ。戦前と戦後さへはつきり比較検討されれば、これはもう簡単に出る問題なんだ。だからあなたの考え方にそれがあるから、教員から政治やるやつなんというのは政治屋だなんて妙なことを言うんだよ。それにあなたのエリーと意識が、今度はず、しょんべんを何だかするやつなんということを言うから、あなた、いけない。あれは用語の的の確といふことではなくて、あなたの思想の問題なんです。だからぼくはなかなか、これは相当やらなければならぬことだと思ふ。ただ、さっき言うたのは、与野党というものが政治的見解を異にしたら日本の教育問題というものはいつでも対立ばかりしておつて前進することのできないもんだと言つたら、そうじゃないということなんです。それはなぜかと言つたら、どんなに政党が違つても、日本の将来をどうするかというところになつたら一致点はあるはずだ。どうしても一致できないときには正々堂々とやらなければいけません。いづれ、しかしそれは種消えるわけではない。その次にやるといふことをある。そういうことを言っているんですよ。変な手使ふなど、こう言っている。よく言うくさい手を使ふなどということは、そういうことですね。きょうはこれで終わります。

○委員長(永野鎮雄君) いや、続けません。そうおっしゃらずに少し消化してください。

○委員長(永野鎮雄君) ただいまの議事進行に私がここで云々するわけにもいきませんので、理事会を開いておはかりしたいと思ひます。十分間は休憩を……

○高橋雄之助君 私は本委員会の運営並びに議事進行について発言させていただきます。本院は八月二十一日に正常化の申し合わせがされてから今日まで、筑波法案についての実質審議が八月三十日と本日、合わせてわずかに二日でございます。その時間は十時間足らずでございます。このほかに文部大臣の発言に対する追及がありまして、これが五時間ちょっとあつたと思ひます。このようなことでございまして、委員長並びに理事各位がいろいろ御苦勞されておりますことはまことに感謝にたえません。また、与野党間にいろいろ御事情はあらうと思ひますが、私は委員の一人として、特に地元であります関係から、旭川医大に深い関心を持っております。こういう状況で筑波法案の内容を国民の前に明らかにすることができませんので、まことに残念の至りでございます。会期もあときわめてわずかにになりましたが、委員長はどのような審議計画でこれからの委員会を運営されようとしているのか、質疑予定時間の案はどうなつてゐるのか、われわれ委員にも知らせていただきたいと思ひます。

○松永忠二君 議事進行について。特に高橋先生の御発言があつた北海道の旭川の医大問題で非常に焦慮を重ねておられることは、私たちがよく承知をして、おるところでございます。したがって、ここで申し上げるまでもなく、私たちはそういう旭川医大の問題とか愛媛とか山形医大その他の研究所の問題等は、非常な焦眉の急であるので、議論をしてこれを成立させて、そして早急にそれを実施をして、筑波問題については十分な議論を重ねたいと、こういうふうな言つてゐるのであります。御要望に沿うように私たちが提議をすべくしてゐるというところも御理解願ひたいと思ひます。

なお、本日本までの審議の進行状況から見ても、今後審議を重ねるためにはかなりの日数が必要と思ひますが、余すところきわめて少ないのでございします。したがって、定例日以外にもやはり審議をするということで、明日もぜひ本委員会を開いていただきたいので、この際、皆さんにおはかりしていただきたいと思ひます。よろしく願ひます。

【賛成、賛成】と呼ぶ者あり

完全なな上りでありまして、理事会で確認をいたしましたことは、この法律が本委員会が審議をして可決をされるのか、あるいはまた修正をさ

れるのか、あるいはまた審議未了に終わるのか、三つの処理の方法があるというところを確定し合つたのであります。決してこれが成立をするということも認めてゐるのでもありません。また、廃案になるというのを認めてゐるのでもない。また修正し得るという条件もあるというところを確定したのであります。ただ、その処理のしかたについては、すでに議長等の間で協議をして本会議において処理するということは確定をいたしましたけれども、しかし、この前出しました委員長の審議の報告については、議長において、この委員会においてこの処理が済まない限りこれを凍結するという点を確認をしてゐるわけでありま

す。そういう意味でこの有効、無効は関係なくたな上げであるというところを明確にしてゐるのであります。それからまた、この理事会においては、十分ひとつお互い信頼を持って事を処してゐるのではない、そういうことをお互い確認するとともに、この委員会の軍営というのは理事会の協議の上に基つて運営をされるということになつてゐるわけです。本日先生の申された問題等についても、理事会にいろいろ話が出まして、自民党はこの前、理事会でそうした日程の問題等お話がありましたので、一応御意見を聞いた上で私たちの意見を申し上げて、理事会でこの問題は後刻いろいろ相談をしていこうということになつたのであります。

等もありましたけれども、自民党の中の強い御要望もあり、定例日であるということから私たちもそれに応じて審議をしてきたわけでありま

たが、この委員会の定例日というのにならば、明らかに審議拒否でありますけれども、きまつた定例の日に審議に依つていくということになれば、これは何ら審議拒否でもないということになるわけでありま

す。いろいろ議論もあるわけでありま

また楠さんがその前言をひるがえしてそうされたのじゃ、これはおかしくなりますよ。私の話は筋が通っているでしょう、これは。あなたも傍聴されている。向こう側の先生もけさおられましたけれども。ですから、せっかく委員長の提起ですから私どもにも検討させてくださいと、私ども野党から出ているところの委員がその負託を受けているわけですから、まず第一に私どもの間で十分話し合いをさせて、その返事を持ってこさせてもらわなければ、いまここで中断をして皆さんお待ち願ったって、これは話はずきませんよ。話がそういう経過になっているのですからね。その点を委員長、きちんとやはりけさほどの経過というのは踏まえてもらいたいと思うのです。

○高橋雄之助君　ただいま松永先生、宮之原先生からいろいろお話がありまして、その事情についてはよくわかりました。ただ、私どもは、私はじ

め各委員は一体どうなるんだ、こういうような状況の中で一体この法案はどうなるんだという非常な心配をしているわけです。そういう意味から、ぜひひとつこれは理事会でも十分お話を願って、一ときも早くこの審議が十分できるような態勢を整えて、時間もひとつ大いに勉強してもらおう。そして十分ひとつ掘り下げてやはり審議をしてもらおうということが私の願いなんです。そういう意味でもって提案を申し上げたわけでございます、毎日こうやってすわっているんなことを聞いているわけでございますが、先ほど申しましたとおりまだ十時間足らずでございます。これから何日あるかということになれば、定例日だけで数えてみても、もう何ほもないわけでありますから、それに、承りますれば、かなり質問者もおもしろいこともまあ陰ながら承っているわけでございますから、そういう意味で、委員長は十分ひとつそういうようなやはり審議日程の問題、あるいは時間の問題、あるいはまた質問者の関係、これらを十分話し合って、ひとつ計画を立ててそうして進んでもらいたい、このことを強く委員長にお願いするわけでございます。まあ、与党の委員長である

り理事であるからそこで話せばいいという話もありますが、しかしながら、これは皆さんの協力を得なければできませんので、ぜひとも、そういうふうに進めてもらいたいという切なる願いを実は申し上げたわけでございますので、その点を十分ひとつ御理解いただきたい、かようにお願いいたします。

○竹内藤男君 いろんな議論がありましたので、私、簡単に申し上げますが、小林先生がきょう六時前に質問をおやめになって、これできょうは終わりになるかどうかという問題、それから明日さらに文教委員会を開くかどうかという問題が残っております。その問題について早急に理事会を開いておきめを願いたいと、こういうふうに私は御要望を申し上げます。

○委員長（永野鍬雄君） それではちよつと私から申し上げます。

と野党の多数の委員からの御意見がそれぞれ出ております。最初、私がきょうの審議の経過を見ておりました、小林委員から、五時半過ぎでしたか、きょうはこれで終わると。まあ、これからいろいろ質問するといったようなことで終わるとおっしゃった。私、委員長としても、これまでの委員会の審議の状況をつぶさに見ておまして、先ほど委員からも御発言がありました、定例日というものを原則として審議をするということになりますと、ほんとに日にちがございません。しかも、まだ質疑者が相当おられるように私も承っております。そういう状況下では、なるべく消化をしていただくように御協力をしていただかぬと、委員長としても委員会の運営にむなしさを感じるわけでございます。それで、先ほど小林委員に特別にお願いをしたようなことなんですが、それに関連して与党の議員からの意見が出てきたわけですが、けさ、宮之原委員が先ほどおっしゃったように、私から、理事会に、実は特に御協力をいただくようお願いをし、その際も、まだ、各党の委員と話し合いができないからわからないし、どういふふうになるかわからぬというように

こと。質問の時間も相当かかるであらうという予測、そういうふうな状況でこのまま、いわゆる見通しの立たないような状況下で委員会を運営していくということについては、委員長としては非常に苦慮せざるを得ないと思います。そこで、まことに理事の方々、委員の方々にも恐縮ですが、いま、最終的な何か結論を出していただきたいということは無理かも知れぬと思います。けさほどの野党の理事の方々の御意見を聞いてもそうだと思う。しかし、その大めどと申しますか、どういう形でやっていこうという大筋についての話ではできるだけ早くしていただきたいという意味から、まことに恐縮ですが、しばらくの間、その点について理事会を開いてお話し合いをいただきたいと、私は特にお願いを申し上げます。

○松永忠二君 委員長理事会で打ち合わせたことと全然違うじやないですか。そんな権威のない委

委員長理事会……。それはあなたの気持ちにはわかるけれども——速記をとめてくださいよ。(速記をつけたままでいいですよ)と呼ぶ者あり) つけたままでいいの、それじゃ、ちよつと委員長。

委員長がそういうことを申される気持ちには、何も全然それを無視するというわけじゃありませんけれども、大体、委員長理事打ち合わせ会でできたことは、こういうふうに委員会を途中できよはは相当な時間ですよ。それを途中で、理事会で、休憩してしま言つたような問題を話し合つて、そうしてやるというよりな、そんなことをきめたわけじゃないんですよ。それをただ単なる——単なると言つちや失礼ですけども、そういう御意見、御要望があつたからといって、直ちに委員長理事会でできたことをつくがえて、そういうことをやられるというふうなことになる、これから私たちは、理事会で相談したことを皆さんに徹底した場合だって信用していただけないですよ。だから私は——委員長のそういう気持ちはけき述べられたし、いまま述べられた。いまま述べられたつて、こういう席でそういうことをおっしゃることについては、私は少し異議があり

ますけれども、たまたまそういう意見を言ってくれと言ったんだから、意見を言われることはまあそれとして、きょうは運営のしかたとして、とにかく鈴木さんの都合で、鈴木さんがやられて、小林さんがやられるという話で、小林さんの質問を終わるなんということを確認したわけでも何でもなしに、普通のようにひとつやろうじゃないか。

それで、時間の延長の問題であるとか、その御希望もあったけれども、そのことはこっちで一度打ち合わせをした上で、私たちも皆さんと御相談をしようと言ったわけですよ。それを、そういう重要な問題を、いま言うとおり、皆さんとも打ち合わせをして、それで御意見を聞いた上でお話をしなければできないわけですよ。ここで休憩しなさいと言ってみたって、何にもそういうことをた

だ再度言つて声を荒立てるだけの話であつて、きょうは、そういうふうな理事会、委員長理事会で委員長が言つてきまつたことなんですよ。それできまつたことなんだから、きょうはこの時間になつたらやっぱり委員会を散会して、そうして御要望があれば理事会をやるのはけっこうですよ。しかし、私たちが相談しなければいけませんからね。そうした上でなければ、御相談しなければ私は委員長がそういう処理のしかたをするということとは、これはちょっと理事会といひ、委員長理事打ち合わせ会なんといひのは、私たちはこれから信頼ができませんよ、話し合つたことを。だから、私たちがきめたことが実際にできないのであつて、しかも、お話をするようにちゃんと順序をもつてやつたことなんでしょう。それなら、ここでもちよつと休憩してもらいたい、それでそういう運営をするという話なら、そんな運営は、あなた、けさわわれれば約束したはずはないですからね、そんなことは御協力はできませんよ。だから、ここでもやっぱり散会をされて、そうして理事会をやるといふならば、理事会でも私たちは相談をいたしますよ。そうしてからやっていたくように、私はやはり委員長理事打ち合わせ会できめたこととは、さっき言つたとおりにお互いに信頼をしてや

ろうじゃないか。それができないなら、委員長、理事で幾ら何の話をしても何にもならぬから、それじゃしやうがないじゃないかというところで最初お話をしてやったわけですよ。それでいままでもそういうことでやってきたわけですよ。しかし、まあ失礼な話だけれども、しまいの処理のことばかり荒立てたことを言いましたけれども、一応はきょうきまったことはきまったこととして処理をされていかないと、私はそんなことをやったのじゃ——また委員長、まさかそんなことをやるということはなからう。しかも、再度あそこの理事会で確認したことでしょう。そんなことを毎回やられてはとも責任を持って私たちが理事会の運営はできないですよ。だから、私たちから言うこと、突発的に委員会を混乱させてしまおうということ、だれかおやりになったって私たちは責任は持ちませんよ、そういう点ではね。ただ、私たちは理事会できまめたことはきまめたこととして責任を持っていくという考え方ですから、だから、そういうふうな理事会できまめたことはみな徹底してそのとおりにやってもらうと、そういうことです。だから、私たちからいえば、きょう自民党の理事の皆さんがこのことは徹底してないからこんなことになるんじゃないですか。私たちからいえば、全くどうもそういう面でもおかしい。まあ意見を申し上げておきます。私、のみませんよ、そういうことをおやりになると。

○中村登美君 私どもは、野党の先生方の質問につきまして大体お一人何時間ぐらいのお見通しかぐらいいは伺わしていただきたいというのは連日の非常なる希望でございます。ただいま高橋先生のおっしゃいましたのは、私どものほんとうに切なる気持ちを代表してくださったと思っておるわけでございますので、その点につきまして、委員長がたまたまから委員会を開きたいということにぜひ野党の理事の先生方も応じていただきたいと思ひます。それは先ほども宮之原先生が、何か不穏の空気があるぐらいいのことでも質疑を中断して理

事を開かれたのでございますから、大事な委員会のこれからのことを議するのですから、理事の先生方もそう御遠慮なさらずにぜひ応じていただきたいと思うのでございます。ちっともこれは無理なお願いではないと思ひますが、いかがでございますでしょうか。先ほどの不穏の空気というのは、根も葉もない一方的な宮之原先生の、何ですか、感じ方じゃないかと思ひますので、そういうことでも質疑を中断して理事会を開かれたんではないんでございますか。ですから、この大事な委員会これから先の問題でございまして、ぜひ理事会を開きいただきますようにお願いするものでございまして。

○宮之原貞光君 速記、あるでしょう。私から言いますけれども、やっぱりあったんじゃないですか。大体ああいうことが正常化していく過程の中で委員長がわざわざ皆さんの要望の中でつけ加えて、委員長の態度というものを満場一致で確認した中に、いわゆるやはり運営については特に理事会の協議の上に立つて運営をしますということ、を明白にしてお互いは確認をしてきたんです。その上に立つてきまめたのは、けさ皆さんに報告されたように、委員長はほりから、それについては繰り返しませんけれども、皆さんがあいっただところの要望がありましたから、その問題についてはひとつ四党間で相談をされて、十分また次の理事会で私どもの考え方というものを述べさせてくださいというところでそれは一応きょうの段階は終わってある。それに続いてきょうはもうどういう運営にしますかということ、私どものほうの党内の事情でしたけれども、それじゃ、きょうは午前鈴木、午後小林という形で、完全に質疑は終了しませんでした。そういう形で運びましたというところで、この皆さんに言われたことの中にも明記されている。したがって、私どものほうはやはり委員会の運営というものは、その理事会の確認に従ってこれはやられるということとそれとおりにやっておるわけです。けれども、ちょうど三時

十五分前後でしたか、私があらためて動議を出したのは、何か具体的な中身は知らぬけれども、それはそれで推測の域を脱しませんけれども、皆さんのほうから議事進行の動議の中で、新たにこの委員会に制約を加えるような議事進行の問題があるのではないだろうか、あるようだと私は判断した。それで、この問題は理事会の運営の基本にかかわるところの問題であるだけに、私はやはり議事進行の動議を求めて中断をして、わざわざ別室に行つて、あくまでも理事会の確認のとおりやりましょうねというのを再確認をして、再度これを開かれた。そのときに委員長のほうから、何も、

いま皆さんから出たような意見で、委員長が言われるように、これは一応このままにして再度理事会を開きましようという意見の提示も何もありません。いま卒然として皆さんから出されたから、委員長はこれを受けて、中断をして、理事会を開かせてくださいなんとなんた提案をするから、これは理事委員長会での話し合いからも違ふじゃないか。しかしながら、われわれとしては、これはこれで散会するならばあと理事会を開くことにやぶさかではありませんと、こう申し上げているんですよ。理事会を開かぬとは言っていないんですよ、

松永さんは、けれども、これを休憩にしてやるという一体その意味というのとはどこにあるかわかりませんけれども、問題は先ほど来いろいろあったように、きわめて多くの今後の運営に関するところの問題だから、野党間は野党間で十分相談をしなければならぬ問題だけに、一応きょうはこれで散会をして、理事会をやれというなら協力しましょうと。しかし、これは、短時間では、すぐここで皆さんお待ち願つてなされるような問題ではありませんよ。だから、先ほど来私どもは、きょうは委員会ではこれで終わりにして、理事会を開きたいというなら、それはけさほど理事会を開くという要請はありませんでしたけれども、委員長のたつての要請なら理事会に應じましよう、こう申し上げているんで、何にもこれは無理な私どもは話をしていることになりませんか。これぐらい筋道

通ったけさ来の確認事項は私はないと思うのです。それを私どもが、これから理事会いやだと言ふんなら、これはまた皆さんがおっしゃったことも成り立ちましようがね。

○橋正俊君 きょうの理事会におきまして、こう早く常識の線とおっしゃいます、やめようというふうな話は何もなかったんです。(ありましたよ、ありましたよ。)と呼ぶ者ありません。十分審議をしようという、そういう前提に立つて、こんなに早く私は終わるとゆめ思つていなかったわけ

それから、一人十時間というふうな要望があなたから出てくるわけですが、一人十時間をこれから質疑をやるうじやないかというううううううの党が、こんなに早く終わつてやめようということはわれわれはゆめ予想してなかったから、したがって私は、いま委員長が休憩を宣してやったということは、また、再び小林委員長に委員長がお願いされたように、質疑を続行してもらいたい、そういう意味があるから休憩を宣したと思うのです。

それからいま一つは、これは十分考えていたきたいのですけれども、私は、理事会の権威というものは高めてもらわなければいかぬと思うのです。理事会で決定したことはちゃんとやっばりそれを委員会の運営を正常ならしめるために守ってもらおうというようにやってもらいたい。ところが、この間松永委員長がおっしゃったんですね、私に教えてくれるような気持ちでおっしゃったんですね、が、理事会というものは、橋君そういうものじゃないか。理事会で決定しても、ほかの党からまた反対が出た場合には、それはもう一回理事会を開いてきめるといふこともあるんだぞと、こう言われた。したがって、いま高橋委員長からそういう意見が出たら、また理事会を当然開いてやるということは、何にもこれは理事会の決定に反するでもなし、不正常的運営になるわけでもない

じゃないですか。

○加藤藤君 いまの楠さんのお話ですけれども、楠さん、久保田さんが、自民党の正式の理事として、きょうの理事会に参加されて合意されたことについて、あなた、合意されたことを裏返しにして間違つたことを発言されておられますよ。(時間の合意はしてありません。と呼ぶ者あり) いや、私もその席におりました。きょうは社会党の理事のほうから、委員の発言者の事情によって、午前中は鈴木さん、午後は小林さんと、こういうことで御了解を願いたい。そして、その時刻についても五時程度をめぐりしてということまではつきり言われましたよ。そして、そのことについて二人とも、いいだろう、いいだろうと簡単に私、あなたたちがこれに合意されたので、逆に私はふしぎに思つたくらいですよ。こういう状況のもので、いまこういう公式の席上で理事会の話とは全然別個に、突然発言される、こういうことが起こつてくるようでは、ほんとうに理事会で相互の信頼というものがこれはできませんか。このことだけは、あなたたちもはっきり責任を持って考えていただかなくちやならぬと思うのです。

それからもう一つ、委員長について私は申し上げたい。これは先ほども宮之原理事からも発言がありましたね。私たちね、委員長のあの強行採決を行なったあの問題について強く発言をいたしました。その結果どういう釈明が得られましたか。前のことは略しますけれども、これからの委員会の運営については理事会の御協力を得て、理事の御協力を得て、理事会の決定に従つて忠実にやります、こういう趣旨のことをきちんと書かれて、その文書も残っていますよ。ところが、そのような方向であなたいまやられておられますか。私たちが理事会で話し合ったことの範囲を大きく越えていますよ、今度のことは。こういう突然の発言があり得ると。あり得る問題についてどう処理されるかという私たちの質問に対して、あなたは、理事会の話し合いを十分に尊重してやりますから、事態は理事会に戻しますから、こういうことを言

われました。こういう取り扱いならけつこうだと見て私たちは下がつたわけですよ。ですから、いま言われるように、この委員会はこれでやめて、そして、そのあと理事会にはかるといふ措置をとられるなら私は信頼できますけれども、そういうこともしないというふうな状態で、また事情もわかになつておられないような委員の皆さんの前に、また誤つた発言をされるというふうな自民党の理事の方たちの態度に対しては、私は納得できませんよ。こういう状態を正常にして相互の信頼と理解をやはり深めていただくように、理事会にとかく返していただきたい。私は、あえてそのことを強く要求しておきたいと思ひます。委員長、そのようにやつてくさいよ。

○小林武君 さつきから聞いてみると、慎重審議がけしんというふうなことを自民党はみんな言うんですか。ぼくは慎重審議してないと言ひの。いいかげんにやつて、(だががそんなことを言つた)と呼ぶ者あり)慎重審議と言ひるかと、こう言つたじゃないか。ぼかなことおっしゃいよ。慎重審議しないというふうなことをだれが一体言ひる。(十分時間という、十分時間)と呼ぶ者あり)十分時間、そんなことを理事会で一体はつきりきめてきたのかい。(きめてない)と呼ぶ者あり)きめてなければ、そんなことは、慎重審議というの、われわれとしてはこれだけの時間でしつかりやればよいということでしょう。君らはなぜそういうことを言う。慎重審議のことを言うのであつたらね、われわれは非常な忍耐力を持つてやつてゐるんだ、な。ふざけちゃいけないよ。忍耐力を持つてやつてゐるんだ。大体この二つの党はね、これは無効だと言ひつてゐるんだ、とにかくあれを。その立場に立つてやつてもこの人たちはやはりかかつておる、審議に入つてゐるんです。われわれはどうかというそれは無効だと思ひ。しかしながら、いろいろなことを言つても、結局もとに戻してやるならば、やっぱり参加するべきだというのが社会党の態度だ。この上の態度に立つてやつてゐるんです。いままでのその

やり方について特にぼくのやり方が違つたということがあるのか。ないはずだよ。君らが一体これについて慎重審議してないやうなことを、どういうことだ。ぼくに言わせれば、それじゃ慎重審議というの、ぼくらの質問に対して答弁の問題だつて入るわけだ。たとえばおれの質問したことをどうだ、いまだにまだ文部省はまだわからぬと言ひつてゐる。さつきはよく持つてきた、終わつてしまつてから。大体質問なんというものは質問したときに答へる、そういうあれが過ぎちゃつたらなかなかできないわけだ。しかし、君らが慎重審議ということについてどういうあれだと言ひるやうなことを、これから理事会でやるといふことならば、きまればぼくは理事会にはあまり文句は言わぬですよ。理事会には文句を言わぬでやつてゐる。しかしながら、きょうああいう形で出してきて、ぼくに對して小林は慎重審議しないからだ、けしんからぬからこれからやるなんて言つたら承知しないよ。そんなことを言うなら、もつとおれには言ひ分がある。(何にもそんなこと言つたやないじゃないか)と呼ぶ者あり)言つたやないか、そこで、何を言ひつてゐるんだ。(十分時間をかけて慎重審議しようというたてまえであると言ひつてゐるんです)と呼ぶ者あり)慎重審議と言ひつたやないか。君は前言をひるがえしちやいかぬ。(こんなに早くやめるなら十分……)と呼ぶ者あり)こんなに早くやめるという話があるか。こんなに早くやめるというやうなことを言うなら、慎重審議してないと言ひるんだらう。こんなに早くやめるから慎重審議でないと君は言ひつてゐるんだらう。(前のはまづらことはだよ)と呼ぶ者あり)冗談言ひな。冗談言ひなよ、これは。

○宮之原眞光君 大体、あなた方よく聞いてくださいよ、ぼくは非常に客観的にものを言ひつてゐるつもりですよ。何も我田引水的に言ひつてゐるつもりはないんですよ。けさほどの経緯と先ほどの経緯を言ひつてゐるんですよ。ですから、たとえば理事会において、きょうは九時まで、あるいは十

時までやつてくれというところでぼくらが合意して、やらぬと言ひるんなら、皆さんからおこられるのはあたりまえですよ。しかしながら、先ほどの審議の過程というのは、いわゆる午前鈴木さん、午後小林さんということで合意を見ておる。それがその話の中のそれぞれの中身の受け取り方の相違はいまこう議論してみれば出てくるんだ、これは。ぼくら、いままでの慣例に従つて、大体ぼくはどの委員会も五時から五時半ぐらいに終わつてゐるから、だから小林委員も大体五時半ぐらいで終わればよいと思ひつてやつておるわけだ。あなた方は、きょうは慎重審議だからおそくまでやらなければならぬ云々という、こういう気持ちでいま発言されてゐる。しかし、理事会においてはきょうは何時までどうだと言ひ、そういうきちんとしたもののがやはりないんですよ、私は客観的にものを言ひるならば。それでしよう。あなただつて認めるだらう。それを理事会でこれは散会にしてやるというんならぼくら応じましよう、こう言ひるんだ。けれども、これは休憩にして、皆さんから話があつたから、理事会の申し合わせを破つて、それでこのまま休憩にしてやりましようというなら合点いきませんよと、こう言ひつてゐるんですよ。どこに無理なところがありますか。ほんとうに委員長が公正な立場に立つたならば、それはいろいろ議論はありましようけれども、本日はこれは散会にして理事会を開きますというんなら協力すると、こう言ひるんですよ。(それじゃ高橋委員のあれを無視することになる)と呼ぶ者あり)無視することになつたつて、さままさの意見があるじゃないか。それはこつちからはききやうは打ち切れという意見が出てゐるんだから、高橋さんはききやうやつてくれと、こう言ひつたつて、両方意見が違ふんだから、無視すると言ひつたつて、無視することにならない。ここの決定ならいざ知らずです、委員会の。ぼくは、だからそういうことになつてはいけなかつと思ひつたから、三時半前後に、そういうことはしないように確認しましようと言ひつたんです。それを心配したから先手を打つた

んだ、あなた方に。委員会で妙なものをきめられたら困るから、ざっくりばらんに言うけれども。そういう動きがあったんだ。だから、いまのあなたの発言があったように、高橋委員の意見を無視するといっても、こういうもので委員会を拘束しようとする魂胆があるから、私は議事進行で発言を求めて、休憩をしてそしてこれについては常に理事会の確認とやりやりますかと言ったら、やりますと言うから、それならいいでしょうと、こう言っているんですよ。どこに無理があるか。もしこれからやるんなら、私たちは退場します。そんなばかな話はないですよ。

○委員長（永野鎮雄君） しばらく休憩します。

午後六時十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和四十八年九月二十七日印刷

昭和四十八年九月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局